

# 文教委員会会議記録

文教委員会委員長 千葉 絢子

1 日時

令和3年12月6日(月)

午前10時1分開会、午後3時11分散会

(休憩：午後0時5分～午後1時2分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

千葉絢子委員長、岩城元副委員長、小西和子委員、岩渕誠委員、  
千葉伝委員、佐々木宣和委員、小野共委員、斉藤信委員、小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

阿部担当書記、高井担当書記、佐藤併任書記、中川併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 教育委員会

佐藤教育長、佐藤教育局長、高橋教育次長兼学校教育室長、  
渡辺教育企画室長兼教育企画推進監、八重樫参事兼教職員課総括課長、  
千葉教育企画室予算財務課長、新田教育企画室学校施設課長、  
中川学校教育室学校教育企画監、  
三浦学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、  
須川学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、  
森田学校教育室高校改革課長、  
菊池学校教育室首席指導主事兼産業・復興教育課長、  
近藤学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、  
泉澤学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、  
金野教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、  
木村教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、  
清川保健体育課首席指導主事兼総括課長、  
藤原生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長

(2) ふるさと振興部

箱石副部長兼ふるさと振興企画室長、米内学事振興課総括課長

7 一般傍聴者

5人

8 会議に付した事件

(1) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第7号 令和3年度岩手県一般会計補正予算(第9号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第3条第3表中

追加中2

イ 議案第14号 財産の取得に関し議決を求めることについて

(2) ふるさと振興部関係審査

(請願陳情)

ア 受理番号第57号 私学助成の充実強化等に関する請願

イ 受理番号第58号 私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

9 議事の内容

○千葉絢子委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元にお配りしております日程により会議を行います。

初めに、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第7号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第9号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費、第3条第3表債務負担行為補正中、追加中2を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 それでは、議案第7号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第9号)について御説明申し上げます。

議案(その2)の3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は10款教育費の1項教育総務費から5項特別支援学校費までの2,585万9,000円を増額しようとするものであります。その主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額につきましては省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

予算に関する説明書の12ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の管理運営費は、新型コロナウイルス感染症に関連する業務の増加等に伴い、教育委員会事務局職員の超過勤務手当について増額しようとするものであります。

13ページに参ります。10款教育費、3項中学校費、2目学校管理費の県立中学校教育活動継続環境整備事業費、14ページ、4項高等学校費、2目全日制高等学校管理費の全日制

高等学校教育活動継続環境整備事業費、そして3目定時制高等学校管理費の定時制高等学校教育活動継続環境整備事業費、15ページ、5項特別支援学校費、1目特別支援学校費の特別支援学校教育活動継続環境整備事業費は、いずれも学校の実情に応じた新型コロナウイルス感染症対策を各学校が迅速かつ柔軟に実施するための経費について、国の補助上限額の引き上げに伴いまして所要の補正をしようとするものです。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。議案(その2)の5ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正、追加の表中、教育委員会関係は、2の特別支援学校管理運営費であります。特別支援学校管理運営費は、令和4年8月に移転し開校を予定している釜石祥雲支援学校の通学や校外活動等に利用する中型バスの整備について、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を3,800万円とし、債務負担行為を設定しようとするものです。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉絢子委員 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小西和子委員 全日制高等学校管理費、定時制高等学校管理費、特別支援学校費の学校教育活動継続環境整備事業費を具体例を示してもっと詳しく説明していただきたいと思えます。

○千葉予算財務課長 学校教育活動継続環境整備事業費ですが、国の補助がありまして、当初予算で措置しているところです。中身につきましては、各県立学校で学校、地域の実情や、施設設備の状況、新型コロナウイルス感染症の感染状況といった個々の状況に応じた感染症対策として、例えば消毒液や非接触型体温計、密を避けるために学校行事等でバスを借り上げる費用、教室を二つに分けて授業を行うのに必要な備品の購入などを学校長の裁量で実施するための経費です。

○小西和子委員 学校現場で望んでいるのはスクールサポートスタッフの継続です。そのことについては何かお考えはないのでしょうか。

○千葉予算財務課長 今回は国庫補助である学校保健特別対策事業費補助金を活用しておりますが、この中ではスクールサポートスタッフに関する人件費の部分は含まれておりません。スクールサポートスタッフのそのものの配置に関しては、また別の事業で予算化して措置しているものです。

○小西和子委員 別の事業というのは何ですか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 名称はすぐ出てきませんが、学校運営、指導に関する別メニューがありまして、そこで対応させていただいております。

○小西和子委員 ということは、スクールサポートスタッフは12月で打ち切りということでしたが、1月以降も継続と捉えてよろしいのでしょうか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 スクールサポートスタッフの任期の延長ということですが、現在その協議をしている状況です。

○小西和子委員 学校現場では、スクールサポートスタッフの配置はすごくありがたい、

本当に助けられたと言っていました。ですから、12月で終了となり非常に不安に思っておりますし、オミクロン株も猛威を振るっているという報道もありますので、何としてでも早急に決定して、現場を安心させていただきたいと思います。

○**岩淵誠委員** 債務負担行為についてお伺いしたいと思います。これは、釜石祥雲支援学校のバスの整備と理解しますが、使用目的と頻度についてはどのようになっているのでしょうか。

○**近藤特別支援教育課長** バスの使用目的ですが、今回小学部、中学部、高等部が同じ校舎となりますので、さまざま校外の活動に出かける際に活用いたします。

通学については、現在大槌町から登校日のみ運行しておりますが、釜石市東部への移転に伴い、釜石市内でも希望する児童生徒がいますから、ルートを変更してこれに対応することを検討しているところです。

○**岩淵誠委員** これは釜石市の分についてですが、県内の特別支援学校のバスの配置と目的について、配置はそれぞれされていると理解しておりますが、通学バスに使われていないところも結構あります。どういう実態で、どういう理由からなのでしょう。

○**近藤特別支援教育課長** 現在県内の特別支援学校15校のうち、スクールバスを配置している学校は14校で、その中で登下校で活用しているのが5校です。主に校外学習等で使う目的で配置して、それを通学にも活用しているところが5校です。通学の利便性あるいは保護者の負担の観点から、通学へのバスの利用を求める声も大変多くなってきていることは承知しているところですが、教員の添乗による負担等であるとか、継続的な運行を行うための財源の確保等の課題があると認識しておりますので、それらを総合的に勘案しながら検討していくことにしております。

○**岩淵誠委員** 障がいの種類によっていろいろあるのですが、やはり通学の支援を求める声はかなり強いわけです。小学部から高等部までと環境的に整備されている一方で、通学に対しての負担を考えなければいけないと思います。財源の問題があるということですが、本来は国庫の部分もあるのではないかと思います。これは全部県単独ですか。

○**千葉予算財務課長** スクールバスの運営につきましては、県単独で考えております。

○**岩淵誠委員** 例えばバスを購入をして自前のものを運行する方法もあれば、業務委託とする方法もあると思います。非常に限られた財源の中ですが、今の状況はケアが必要ではないかと思います。

私が10年ほど前に取り上げたことなのですが、宮城県と岩手県はそれぞれ県境地域に特別支援学校があります。岩手県は無条件で受け入れていますが、宮城県はいろいろハードルがあり、中間にいる子供たちがどちらを選ぶかとなったときに、宮城県は近くまでバスが迎えに来るのですが、岩手県は通学の支援がないということで、宮城県の学校に通いたいという話になりました。そのときに、県境をまたいで特別支援学校に入学を許可するわけにはいかないということで、住所変更して宮城県に通ったお子さんがいるのですが、実際は生活圈から何から岩手県ですから、この状況を何とかしてくれと相談されました。そ

れには通学バスが必要であるとう実態を取り上げたことがあるのですが、住民票を宮城県に移転していますから、県境を越えて来ている生徒は一人もいませんという答弁だったので。債務負担行為で新しい学校を整備するというのは大切なことだと思うのですが、実態として宮城県との間で不平等な通学や教育をめぐる状況はあるわけですから、これをもう一度整理していただきたいし、通学の支援としてのバスの運行はもう一工夫必要だと思うのですが、所感をお聞きます。

○近藤特別支援教育課長 広い県土で通学を支援するという場合、御自宅の場所、支援学校の立地場所、保護者や御家庭のニーズなどの条件がありますので、その辺を御提案いただいたとおりに整理させていただいて、それぞれの実情に応じてどのような対策が取れるかを検討してまいりたいと思います。

○斉藤信委員 管理運営費の職員手当のうち超過勤務手当約 520 万円についてですが、県教育委員会の超過勤務手当は事務職員の分だけですよね。教員の超過勤務の実態はどうでしょうか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 教職員の超過勤務の実態についてです。45 時間超の超過勤務ですが、第 1 四半期は延べ人数で 1,580 人ですが、第 2 四半期は延べ人数で 569 人で、第 1 四半期よりは減少している状況です。

○斉藤信委員 80 時間超、100 時間超はどうですか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 80 時間を超した者につきましては、延べ人数で第 1 四半期は 681 人でしたが、第 2 四半期は 258 人となっております。100 時間超につきましては、第 1 四半期が延べ人数で 47 人、第 2 四半期が 11 人となっております。

○斉藤信委員 第 2 四半期というのは、7 月、8 月、9 月で新型コロナウイルス感染症の感染拡大が一番激しかったときですよ。普通なら第 2 四半期に増加すると考えますが、逆に第 1 四半期の超過勤務が多くて、感染拡大した第 2 四半期に減少したのはどういうことですか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 第 1 四半期におきましては、昨年度と比べて部活動の禁止が解けて、通常の学校活動が行われておりました。第 2 四半期につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って部活動等につきましても一定の制限を設けて活動をしていたことも要因として挙げられるのではないかと考えております。

○斉藤信委員 クラブ活動などの活動を制限したということが理由ですね。第 1 四半期の超過勤務の実態は恐らく恒常的なもので、大変深刻だと思います。しかし、教員には超過勤務手当がないのです。この法制化が必要だと議論になっていますから、超過勤務は把握されているけれども、手当の対象にならないという大問題をできるだけ早く解消できるように、地方からもしっかりと声を上げていただきたい。

先ほど小西和子委員がスクールサポートスタッフの問題について取り上げましたが、12 月 1 日時点の配置状況はどうなっていますか。また、任期は 12 月末までで 1 月以降は協議中とのことですが、予算措置は 12 月末までしかされておらず、補正予算案も出ていません。

協議中と言うけれども、このままでは1月以降は終わりということにしかないのではないですか。その2点をお知らせください。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 まず、スクールサポートの配置状況ですが、当初予定していた全数の182名につきまして配置を完了しているところです。

2点目のお尋ねですが、予算上は通年確保しております、執行を認めるか庁内で協議をしている状況です。

○斉藤信委員 せっかく質問しているのだから、もう少し正確に、例えば182人の配置のうち小学校は何人で中学校は何人と教えてください。

それと、予算措置は3月末までされているのであれば、継続すればいいのではないですか。もう12月に入っているのに、なぜ協議中などという中途半端な話になるのですか。1月以降どうなるかわからないのは、働いている人たちも不安でしょうから、1カ月前に方向性を出すのは当たり前ではないですか。配置されている182人は中学校なら10校に1校ぐらいで、高校はゼロという僅かな配置なのに、12月に入って協議中ということはないと思います。継続するという方向なのですか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 今配置しているスクールサポートスタッフの小学校、中学校別の配置人数の部分につきましては、手元に資料がありませんので、お答えしかねるところです。

○斉藤信委員 後で教えてください。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 先ほどの予算執行の協議についてですが、県教育委員会としてはそのような方向で協議を進めている状況です。

○斉藤信委員 会計年度任用職員として12月末までの任用になっているのでしょから、継続しなくてはならないということになりますね。予算措置されていて継続の方向ならば、少なくとも1カ月前には示すのが常識だと思います。継続の方向は確認しましたので、しっかりやっていただきたい。

先ほど岩淵誠委員が取り上げました釜石祥雲支援学校の通学バスについての答弁で、バスを登校下校で使用しているのは14校中僅か5校ということでしたが、特別支援学校では基本的には通学バスが運行されていると理解していました。必要がないから運行していないのか、必要だけれども財源がないから運行していないのか、どういうことなのかお知らせください。

○近藤特別支援教育課長 先ほどお示した配備してあるスクールバスを通学に使っている校数は少ないですが、業務委託で運行しているケースもあります。例えば盛岡みたけ支援学校、一関清明支援学校などは業務委託で保護者の通学のニーズにお応えしております。

○斉藤信委員 舌足らずな答弁ですが、例えば、14校中、学校が通学バスを運行しているところが5校で、業務委託しているところが何校と答えなければ全体像がわからないではないですか。

○近藤特別支援教育課長 業務委託のところは、盛岡みたけ支援学校、一関清明支援学校

が対応しておりますが、現在新型コロナウイルス感染症対策として密集、密接、密閉を避けるため、1台に乗る人数を低減させて、さらに業務委託を進めているところもあります。例えば釜石祥雲支援学校、盛岡ひがし支援学校、宮古恵風支援学校、久慈拓陽支援学校等も新型コロナウイルス感染症に配慮した業務委託で現在対応しているところです。

○**斉藤信委員** 新型コロナウイルス感染症対策で台数をふやしているところは、通学バスを運行しているから台数をふやすのでしょうか、それは5校でしょう。業務委託は、今の回答だとたった2校ではないですか。業務委託も含めて通学バスをやっているのは7校ということで、あとはやっていないということですか。必要がないのですか。

○**近藤特別支援教育課長** 寄宿舎が設置されている学校等は、遠距離圏各地から寄宿舎に泊まる形を取っておりますので、さまざま通学のニーズ、寄宿舎への宿泊のニーズなど含めまして学校の状況に応じて総合的に対応を検討しております。通学のニーズについては、保護者の就労等の機会がふえており、寄宿舎設置などのニーズもありますので、そういうところも含めて対応を検討しております。

○**斉藤信委員** 例えば花巻清風支援学校には立派な寄宿舎があつて、通学バスもあるので。だから、寄宿舎は本当に通学できない方々が入っていて、通学範囲からは通学バスを利用するのです。寄宿舎があるからバスが必要ないということにはなりません。

釜石祥雲支援学校の債務負担行為の限度額が3,800万円で、令和3年度から令和4年度の2年間分ということでしょうか。何台、何コースで運行する計画ですか。

○**近藤特別支援教育課長** 現在大槌町から通学バスを1便運行しているところですが、釜石市内からの通学のニーズがあるということで、現在のマイクロバスから中型バスにかえまして、1ルートではありますが、市内にも寄って学校に行くことで、1台で1ルートという形で検討しております。

○**斉藤信委員** そうすると、1台で、大槌町から釜石市を經由して釜石祥雲支援学校というルートですね。

新型コロナウイルス感染症対策で、国の補助上限額が引き上げられたための増額補正ですが、引き上げられた理由は何でしょうか。政府の施策を見ると、去年は例えばスクールサポートスタッフも全校配置でしたが、ことしになったら減ってしまいました。感染拡大したことしは、感染対策が激減しているいびつな対策になっていますが、昨年と比べて大幅に減らされて、若干引き上げられたということになるのかどうか。学校現場としては、これで十分なのかを示してください。

○**千葉予算財務課長** まず、国の予算の状況です。令和3年度の当初予算では、令和2年度と比較しますと補助の上限額が8割ほど減って国の要綱が定められております。そして、国では8月ころに感染拡大になった流れを見て12.5%ほど上限額をふやしております。今回の補正予算のタイミングで、学校から所要額を聞き取って、その12.5%目いっぱい今回の補正予算額を出させていただいております。

○**斉藤信委員** 令和3年度は前年比2割減で、それが当初予算比で12.5%ふえたというこ

とですね。

昨年度よりことしのほうが大変な感染状況だったと思いますが、昨年度と比べれば予算そのものは不足しており、特に高校の場合にはスクールサポートスタッフが配置されず、消毒などの取り組みを教職員でやらざるを得ない状況です。文部科学省は来年度概算要求で新型コロナウイルス感染症の感染対策の予算はどの程度要求しているのでしょうか。

○千葉予算財務課長 令和4年度の概算要求ですが、学校の新型コロナウイルス感染症対策につきましては今年度と同じような形で要求をしていくことは確認しておりますが、具体的にどういう形になるかというところまでは承知しておりません。

○小野共委員 岩淵誠委員や斉藤信委員から、釜石祥雲支援学校の通学バス運行の債務負担行為についての質問がありました。1点関連してお伺いしたいのですが、運行状況について検討している方向性はわかりました。大槌町あるいは釜石市内から学校まで運行することは、東日本大震災津波発災以降、特に大槌町から要望が出ているのは皆さんも御存じのとおりです。登校のバスは要望していた内容を実現してもらいましたが、帰りの状況は、釜石市定内町にある学校まで大槌町内にある障がい者支援施設からバスが行って、障がい者支援施設の人が学校からバスに乗って大槌町小鎚にある障がい者支援施設まで行って、そして大槌町内の親が子供たちを支援施設まで迎えに行くという状況になっています。大槌町の保護者の方々は、来年の7月に新しい校舎になることにすごく期待しているわけです。それも踏まえて、帰りのバスの運行はどうなっていくのかをお伺いしたいと思います。

○近藤特別支援教育課長 登校便については、ルートを変更して釜石市内も経由する形で考えております。あわせて、下校便も今運行を計画しているところです。

○小野共委員 運行を計画しているというのは、検討しているという意味ですか、それともやる方向で考えているという意味ですか。

○近藤特別支援教育課長 運行するということで計画しております。

○小野共委員 了解です。

○小林正信委員 釜石祥雲支援学校の通学バスの件で確認ですが、業務委託ということでしょうか。

○近藤特別支援教育課長 釜石祥雲支援学校の通学バスについては、業務委託ではなく、学校に配置している運転士による運転ということになります。

○小林正信委員 先ほど業務委託を行っている学校もあるという話でしたが、保護者の方から、業務委託のバスに観光バスが使われていて車椅子が乗れないなど、せっかく通学バスがあるのに乗れない子がいるという御意見もありましたので、そのあたりの声は県教育委員会に届いているのかを確認したいと思います。

○近藤特別支援教育課長 現在各学校で障がいの重複したお子さん方がふえておりまして、リフト付きの通学バスなどを利用する児童生徒がふえる可能性もあると思っておりますし、そういう要望等もPTAからお伺いしているところです。

ただ、それをすべて整備することが難しいところもありまして、帰りの場合であれば、



放課後等デイサービスが学校に迎えに来て、個別に乗って帰るパターンもあります。そういう要望や、ニーズ、市町村のサービスの提供の状況なども考えながら検討していきたいと思っているところです。

○**小林正信委員** 業務委託になると障がい重い子ほど通学バスに乗れないという、矛盾した状況になっているのではないかと思いますので、そのあたりをしっかりと把握していただきたいです。また、業務委託にすると学校の職員がバスに乗らないケースもあるということで、乗っている間の責任の所在は業務委託されている運転士が負うのか、業務委託を受けている会社が負うのか、また学校が負うのかも曖昧になっているという指摘もありましたので、その部分もしっかり明確にさせていただくと保護者の方が安心するのではないかと思います。しっかりとニーズに対応していただけるようお願いいたします。釜石祥雲支援学校はそういう形でしっかり対応していただけると思いますので、関係者の声をしっかりと聞いて対応していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○**佐藤教育長** 釜石祥雲支援学校のスクールバスの件について、若干補足説明をさせていただきますと思います。

これまでも校外活動用の小さなバスがありましたが、スクールバスとしての運行をしておりませんでした。東日本大震災津波後、復興工事等の車両等が多いため安全性を考慮して通学用に代替して使ってきた経緯があり、バスも老朽化してきております。今回釜石市内ではあるものの平田地区に移転するため通学の利便性を確保しなければならず、正座席29席、車椅子スペース2名分を設けた中型バスを釜石祥雲支援学校で整備をするもので、そのための契約手続に係る債務負担行為の設定になります。歳出の予算化につきましては来年度になりますけれども、車両等の納期も時間がかかるということもありまして、この時期に債務負担行為を設定して契約をし、発注をする内容になっております。

それから、釜石祥雲支援学校の場合は従前スクールバスを運行していなかったものを、校外活動用のバスを活用してきた経緯があり、さらに大槌町からの要望により登校時のみに活用してございましたけれども、移転後については下校の際にも大槌町方面まで含めた運行経路について詳細を詰めており、登下校に活用するような形で新設移転に合わせた準備を進めているところです。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 先ほど斉藤信委員から御質問いただいた際の、スクールサポートスタッフの校種別の人数につきましてお答えさせていただきます。小学校につきましては132名、中学校につきましては35名、そして特別支援学校につきましては15名になっております。

○**千葉絢子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉絢子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第14号財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 それでは、議案第14号財産の取得に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案（その3）の85ページをお願いいたします。あわせて、お手元に配付させていただいております資料をごらん願います。この議案につきましては、財産の取得に関しまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

配付資料2の取得する目的ですが、県立学校における学習指導の用に供するためでして、3の取得する財産は県立学校に整備するプロジェクター、投写兼用黒板及び投写用ボードスタンド一式、数量の内訳といたしましては固定式プロジェクター、投写兼用黒板それぞれ187台、そして可動式プロジェクター、投写用ボードスタンドそれぞれ232台、取得予定価格は2億4,707万384円です。

4の契約方法等につきましては、一般競争入札により納入期限を令和4年3月31日といたしまして、株式会社リードコナンから取得しようとするものであり、5の取得の方法は買入れです。

6の取得する理由は、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図りながら、児童生徒の探究的で深い学びの保障を図るため、県立学校にプロジェクター、投写兼用黒板及び投写用ボードスタンドを整備しようとするものであります。

なお、資料2ページに入札結果説明書、次の3ページに入札経緯書を添付しておりますが、詳細の説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○千葉絢子委員 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小西和子委員 現場の声をしっかりと聞いていらっしゃるかどうかということでお聞きしたいのですが、電子黒板を導入されていますが、活用されているのでしょうか。導入されたからといって、すぐオンライン授業が可能かということ、研修や準備も必要なわけです。びっくりしたのは、遮光カーテンがないために、光って見えないのだそうです。そういうことを御存じでしたか。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 まず、活用の状況ですが、ことし9月に学校に調査をしたところ、授業で大型提示装置を活用しているかという問いに対して、高校、特別

支援学校合計で、活用しているが約61%となっております。

現場の状況を把握しているかということですが、反射して見えないという声は実際学校からいただいております。ただ、学校ごとあるいは教室ごとに状況が全く異なりますので、それにつきましては各学校が状況を踏まえて遮光カーテンを設置するなど、工夫して対応するようお願いしているところです。

○小西和子委員 活用しているのが61%ということは、活用していないところが39%あるということですね。機器はどんどん導入されますが、肝心のICT支援員は何人配置されているのですか。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 今年度の状況ですが、県立学校への派遣及びヘルプデスクの設置ということで9月1日から実施しており、県内を三つのエリアに分けてエリアごとに学校を支援する担当サポーターが各1名の計3名、それとそれを統括するサポーター1名で、合計4名配置しております。各エリアごとのサポーターが各学校と事前に調整いたしまして、その必要性等を確認しながら支援をしている状況です。

○小西和子委員 広い県内にたった3人のICT支援員なのですね。全部の学校にすぐ対応できるわけではないですから、現場からは校内でその技術にたけている教員の業務負担になるという声が上がってきております。

機器の導入ありきで進んでおり、きちんと研修も受けていませんので、保護者や生徒への十分な説明もできないわけですよ。でも、さらに研修となると多忙化に拍車がかかるので、現場は苦勞しているということです。機器の導入に教職員の気持ちや技術が追いついていないのが現状ですが、そのことについて所感がありましたらお願いします。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 確かに一気に機器が整備されることで、教員の負担感がふえるのは否めないところだと思います。それを支援するために、教員に対する研修について、県立総合教育センターでこの5年間で全ての教員が受講できることを目指しております。

先ほど申し上げましたICT支援員について、3人で広い県土という御指摘もありましたが、統括支援員が1人いますので合計4人で、統括支援員が学校に行くことはないのですが、各学校で困っている状況を踏まえながら、なるべく調整をして学校をしっかりと支援していく体制にしております。

○小西和子委員 このように次々と新しい機器が入ったり、新たな研修がふえたりと、負担がふえているわけです。だからといって、これまでやってきた業務を減らすことは全くないわけです。どんどん業務だけがふえていることについて、どのように考えていますか。

○中川学校教育企画監 学校現場の業務負担に関しましては、ICTの導入が業務負担軽減につながるように県教育委員会としても進めていきたいと考えております。その一つが大型提示装置だと考えておまして、これまで例えば国語の文章ですとか英語の文章も教員が1個1個黒板に書いておりました。これを5クラスあれば5クラス同じことを書いていましたが、大型提示装置で投影して書かずに映し出すことで教員の業務負担軽減につな

がることをイメージしております。こういったICTの導入を教員の業務負担の軽減につなげていきたいと考えております。

加えまして、活用につきましても今年度動き出したところですので、これを一気に100%となると、まさに教員の業務負担がふえていくと思いますが、ここについては横展開を図りながら、現場のグッドプラクティス、先導的な取り組み事例を横に広めていきたいと考えております。

○小西和子委員 現場の声をしっかりと受けとめて進めていただくよう要望します。

○斉藤信委員 取得予定価格が2億4,707万円で落札額は2億2,460万円、契約予定額は2億4,707万円でかなりの額ですが、入札経緯書を見ると株式会社リードコナンしか入札に参加していません。競争になっていないのですが、なぜ1者しか入札参加しなかったのですか。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 今斉藤信委員から御指摘がありましたとおり、結果的に1者の入札ですが、入札参加資格につきましては、県の物品購入等特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者としておりまして、仕様につきましては物品調達審議委員会において審議を経たものです。この入札に参加した株式会社リードコナンにかかわらず入札に参加できる条件としておりましたが、結果として1者のみの応募であったということです。なぜほかの者が参加しなかったのかまでは確認できない状況ですが、今県内も含めて全国で同様に、大型提示装置の需要が高まっていることも要因にあるのではないかと推測しております。

○斉藤信委員 それなりの額の入札が、参加業者がたった1者というのは、根拠は全くないけれども、談合が疑われても仕方がないと思います。競争がないわけだから、入札の意味があまり感じられない。それは県教育委員会として調べていただきたい。

それと、この取得の財源は全て国庫ですか。

○千葉予算財務課長 今回の取得議案の予算措置につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しているところです。

○斉藤信委員 どういう交付金が正確に言ってください。結局国庫100%ということでしょう。GIGAスクール構想でICT機器は先行してどんどん配備させ、この業界はぼろもうけです。しかし、小西和子委員が指摘しましたが、それを活用しても学校現場でICT教育をどうするか研修はこれから5年かけて、そしてICT支援員もたった4人しか配置されていないということです。GIGAスクール構想はICT機器を製造しているところ、取り扱っているところだけがぼろもうけする、何ともゆがんだやり方で、現場との矛盾が出ているのではないかと思います。

ICT支援員は三つのエリアに3人プラス統括支援員1人ということでしたが、国から配置の数が決められているのですか。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 国から配置の基準等は特に示されておりません。ICT支援員の配置の形は、プロポーザル方式により募集し選定した内容で委託すること

にしております。

○**斉藤信委員** プロポーザル方式とのことですが、県教育委員会から示した規模などがあつたから、4名ということになるのではないですか。他県はどのぐらい配置しているのですか。少なくとも東北6県で県立学校にICT支援員をどのぐらい配置しているのでしょうか。ICT支援員の配置数は全然足りないと思います。本気で学校現場でICT教育をやるのであれば、一つの学校に1人配置するぐらいのことをやらなければ意味がないと思います。僅か3人で何校も掛け持ちして、そして統括支援員というのが業務内容が不明ですが、学校に行かない支援員が1人なので、実質3人です。県が示した構想があつてプロポーザル方式をやつたと思いますが、最初からそういう構想で募集したのでしょうか。

○**渡辺教育企画室長兼教育企画推進監** まず、東北6県の配置状況は調査していませんので、答弁はできないということになります。

プロポーザル方式につきましては、実は一度実施したのですが参加する業者がなく、2回目でやっと参加する業者が3者あつた状況で、当初は県としても充実させたいという思いはあつたのですが、今人材が県内も含めていない事情もあり、人件費も高騰している状況もありまして、そういった中でプロポーザル方式で最善のところを選定し、こういう形になつたものです。

○**斉藤信委員** 今の答弁は、ICT機器の導入はどんどん進めても、それを使いこなし、現場で活用する体制は全く不十分で、専門的人材もないということですね。県費を使っているわけではないから県が損することはないと思いますが、先に物ありきで、そこにもGIGAスクール構想のゆがみがあると思います。教育というのは、現場でどんないい機器があつてもそれを使いこなせなかつたら、また教員の要求があつてそれに応えるものでなければ効果が出ないと思います。この議案に反対はしませんが、大変矛盾があるものではないかと思います。入札参加者もたった1者で、ICT支援員のプロポーザル方式も1回目は参加がなかつたのは、業者にとって利益にならないからでしょう。一つ一つ現場の実態に即して、しっかり対応していただきたい。

○**小林正信委員** ICT支援員について、2022年までに4校に1人のICT支援員を配置するという文部科学省の目標があるようですが、それは必ず達成しなければならない目標なのか、通知は出ているかどうかお伺いしたいと思います。

○**渡辺教育企画室長兼教育企画推進監** 小林正信委員から御紹介のありましたとおり、文部科学省から地財措置の基準として4校に1人と示されておりますが、そのとおり配置しなければならないということではないと理解しております。

○**小林正信委員** ほかの県の事例を見ると、プロポーザル方式や企業への委託、大学生がやるなどいろいろな方法をとっているようですね。今さまざま議論もあつたとおり、ICT支援員の充実がGIGAスクール構想にとって重要だと思うので、先進事例もしっかり調べていただきたいです。岡山県だと5人ということですが、広い岩手県で3人はかなり大変だろうと思いますので、業務委託を含めて人材がないという課題もあるかと思いま

すが、例えば退職した教員にお願いするなど知恵を絞ってICT支援員の充実を図っていただきたいと思うのですが、何か考えはあるか伺います。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 今後の取り組みですが、国でGIGAスクール運営支援センターの設置を概算要求、あるいは今回の補正予算においても要求しているとの情報があります。学校でのGIGAスクールの運営を支援するという大きな目標のもと、そういった組織をつくる方向ですので、県としても市町村と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○小林正信委員 すると、GIGAスクール支援センターを県でつくるということですか。

○渡辺教育企画室長兼教育企画推進監 国の補助の仕組みがそうなっておりますので、それに合うような形で、可能であれば、仕組みを考えながら対応してまいりたいと考えております。

○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部からいわての高校魅力化グランドデザイン for 2031 について発言を求められておりますので、これを許します。

なお、十分な質疑時間を確保するため、執行部からの報告後にこの件についての質疑を行いまして、それが終了した後に委員からのこの際発言としたいと思います。

それでは、いわての高校魅力化グランドデザイン for 2031 について発言を許します。

○須川高校教育課長 それでは、いわての高校魅力化グランドデザイン for 2031 について御説明申し上げます。

現在高校には、入学動機、進路希望、学習経験など多様な背景、特性等を持つ生徒が在籍していることから、生徒の学ぶ意欲を喚起し、可能性や能力を最大限に伸長するためには、各高校の特色化、魅力化が重要となっております。このたび、県教育委員会では、県立高校の特色化、魅力化を推進するに当たり、その基盤となるものとして、今後の県立高校の役割等を示したいわての高校魅力化グランドデザイン for 2031 を策定いたしました。今後、令和4年度にかけまして、各高校がグランドデザインを基に地域等の関係機関と連

携、協働しながら、各高校で育成する資質・能力や教育課程編成の方針及び入学者の受け入れの方針といったスクール・ポリシーの策定、公表を行うこととしており、高校の特色化、魅力化を一層進め、生徒の可能性及び能力を最大限に伸ばす質の高い高校教育を推進してまいります。

それでは、お手元に配付しておりますA3判の資料1に沿って御説明申し上げます。

初めに、1、グランドデザイン策定の背景です。左側にありますとおり、中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して、(2)①では各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化、いわゆるスクール・ミッションの再定義について示されております。これを受けまして、県教育委員会では、各高校が特色、魅力ある学校づくりを主体的に推進することを重視し、設置者である県教育委員会が県立高校個々に存在意義、社会的役割等を定めるのではなく、今後の県立高校のあり方、取り組みの連携先の枠組み及び教育課程の特色化の例等をグランドデザインとして示したところです。

グランドデザインの策定に当たっては、県教育委員会による各種計画及び義務教育とのつながりに基づいております。

次に、2、グランドデザインの方向性です。上段にありますとおり、今回のグランドデザインは、魅力化協働パートナーとともに 特色ある教育課程を通じて多様な生徒の学習意欲を喚起しながら可能性及び能力を最大限に伸長する質の高いいわての高校教育の実現を目指すこととしております。

また、中ほどにあります紺色の縦になっているところですが、そこにつきましては全校共通の視点として、主体的・協働的・探究的な学び、SDGs・グローバル・教科等横断・越境（国や地域）、いわての復興教育及び生徒の希望する進路の実現を掲げており、各高校は引き続きこれらに取り組んでまいります。

グランドデザインの具体につきましては、各高校が自校の特色化、魅力化を考える上では、地域や研究機関、企業等の関係機関との連携が重要であることから、左端の緑色のところにあります地域連携、だいたい色の学術・国際連携、青色の産学連携の三つを大きな枠組みとし、それぞれについて想定される各高等学校に期待される役割及び魅力化協働パートナーについて示してあります。各高校でスクール・ポリシーを策定、実現していくに当たっては、この枠組みを意識しながら連携先と協働し、学校の特色化、魅力化を進めることとしております。

なお、各学校は、この三つの枠組みのいずれか一つのみを選択するだけでなく、複数の枠組みを組み合わせることも考えられるものです。

続きまして、中ほどにあります教育課程の特色化の例です。来年度から始まる新学習指導要領では、各教科、科目の見方、考え方を総合的に活用する教科として総合的な探究の時間が設定されるなど、探究的な学びが重視されることから、探究活動を特色化の中心に据えております。ここに示しているものはあくまで例であり、各学校の特色に応じて、このほかの探究活動に取り組んだり、複数を組み合わせることも考えられるものです。

なお、地域連携、学術・国際連携には、それぞれ必要に応じて地域探究科、学際探究科への移行も検討とありますが、これは本年3月に学校教育法施行規則等の一部を改正する省令により、普通教育を主とする学科について普通科以外の名称の学科の設置が可能となっていることから、今後必要に応じてこれらの新設学科への移行を検討する可能性があることを示したものです。

続きまして、一番右にありますピンク色のところです。スクール・ポリシーを踏まえた選択的導入として選択例を九つ示しております。これらは、各校がスクール・ポリシーを踏まえて選択的に導入を検討することとするものです。

一番下のところをごらんください。3、スクール・ポリシーの策定・運営方針です。主なものとしては、③にありますとおり、令和5年度入学者の多様な進路選択の観点から、高校魅力化グランドデザインに基づき、令和4年度中に各高校はスクール・ポリシーを策定及び公表することとしております。また、④にありますとおり、スクール・ポリシーは高校のみで策定するのではなく、地域や企業等関係機関の魅力化協働パートナーを構成員に加えた協議会において検討・協議し策定することを考えております。これまでも各高校は、長年にわたる伝統を持ち、地域からの期待をいただきながら教育活動を行っているところです。今後グランドデザインを基に、各高校が今まで以上に地域の方々や関係機関と連携、協働しながら、学校の特色化、魅力化の柱となるスクール・ポリシーの策定及び公表を行うこととしております。

グランドデザインについては、県のホームページに掲載するなどして、広く県民の皆様にお伝えしたいと考えております。特に各市町村や中学校等への周知を図っていくことが必要だと考えており、さまざまな機会を通じて説明したいと考えております。

○千葉絢子委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○小西和子委員 高校は、現在もコミュニティスクールとか魅力ある学校づくりのために地域と連携していますよね。まず、それが土台にあってのことだと思いますが、学校と地域の目指す方向が同じだといいいのですが、ミスマッチが起きていることも耳にしていると思います。そのときにどう進めていくかですが、魅力化協働パートナーを構成員に加えた協議会となると、発言力の強い方たちも入るのではないかと思われ、学校が行きたい方向と逆の方向に向かってしまうことがないか、そういうことが起こらないようにどのような手だてを取っていかうと考えているのでしょうか。

○須川高校教育課長 各高校では、コミュニティスクールや魅力化などさまざまな取り組みを今までやっております。しかしながら、学校によって進捗状況はかなり異なっておりますので、先ほど協議会という言い方をしましたけれども、そういう協議体がない学校については、まず少数の方の話し合いからスタートして構いませんし、コミュニティスクールを導入している学校については、学校運営協議会や学校評議委員会を母体にししながら本当に少しずつ話し合いを進めてほしいと考えております。これは学校だけで決めても、地域の応援をいただかないと成り立たないものですので、多少時間はかかるにしても、学校



と地域が本音でぶつかり合って、よりよい高校づくりをしていくことに尽きると思います。その際、ミスマッチも当然起こり得ると思うのですが、そこが大事なところではないかと県教育委員会としても考えておまして、そこに関しましてはこちらでも支援をしながら、各校がよりよいスクール・ポリシーを策定できるようにしたいと考えています。

○**小西和子委員** 本音でぶつかり合っているものをつくるというのは、そのとおりだと思います。小中学校は教育振興運動を何十年も脈々と続けていますので、どこの学校もうまくいっているのですけれども、高校はそういうものはありませんので、学校の教育方針や雰囲気などと合致しないような意見が強くなっていくことが懸念されるのではないかと思います。例えば大学合格者数とか、偏差値上昇とか、大会優勝などの数値目標だけを大きく掲げる方向に目が行きがちになりはしないか。そういうことにならないようにするための手だてとして、学校と地域との連携を推進するための県の姿勢や現在持っている考えをお伺いしたいです。

○**須川高校教育課長** 教育振興運動は、まさに岩手県の義務教育の宝だと思います。特に小規模校は市町村に1校しかないので、教育振興運動の学びを高校でも取り入れ、市町村の応援をいただきながらやるのが一番早いかと思います。

スクール・ポリシーの策定方針を各学校に細かに渡しており、その中で数値目標などはスクール・ポリシーに合わない旨を示し、学校がそういう形で策定しないよう応援していきます。

スクール・ポリシーを一番読んでほしいのはこれから高校に入ってくる中学生や保護者の皆さんで、一般県民の皆さんにうちの学校はこれからこうやっていくというものを各学校で積極的に発信してほしいという思いでつくっております。これを策定するまでのところでサポートをしてほしいという声も現場からも上がっておりますので、その辺も含めて策定していただきたいと考えております。

○**小西和子委員** いわての高校魅力化グランドデザインというものが、これから高校生になる子供たちにとってよりよいもの、よりよい岩手県の高校をつくるものになることを願っております。よろしくお願いいたします。

○**佐々木宣和委員** 高校の魅力化というのは、本当に重要なところであると思っておりますし、新たな県立高等学校再編計画後期計画等も、これから子供たちがどんどん減る中で、県立高校をどうやって維持し、魅力化を図り、それぞれの生徒にとっての選択肢としてつくっていくか、本当に重要なところだと思ったところです。

初めに、岩手県教育振興計画のところで、岩手だからこその教育、やるべき教育の推進と書かれておりますけれども、これは何なのかを伺います。

○**須川高校教育課長** 岩手県だからやるべき教育ということで、さまざまあると思うのですが、先ほど小西和子委員からもありましたけれども、岩手県の宝と思えることが大きく二つあって、一つは義務教育の教育振興運動というものです。もう一つは、東日本大震災津波後この10年間で築き上げた岩手県の復興教育で、これはまさに、岩手県にしかできな

い、岩手県だからこそできる教育であり、これを柱としてさまざまな活動に取り組んでまいりたいと思っています。

○佐々木宣和委員 それでは、それぞれ聞いていきたいと思いますが、まず一つ目が中央教育審議会答申の中の(2)③で、普通教育を主とする学科の弾力化・大綱化(普通科改革)という部分があって、普通科でも普通科以外の名称にできるとお話がありましたが、具体的な説明をお願いします。

○須川高校教育課長 今までは普通科であれば普通科という名称しかなかったのですが、学科の普通科の中で、名称も含めて教育内容に関しても学習指導要領の中で教育課程をつくるわけですが、例えば学校設定科目という学校独自でつくれる科目や、総合的な探究の時間も時間数をふやすなど、教育課程をつくる際に学校独自で工夫できるということですし、それにあわせて名称も普通科だけではなくて、何とか探究科などいろいろな名前を各学校で決めることができるものです。

○佐々木宣和委員 それぞれの学校で、名称を変えることによって具体的にやることを明確にアピールできるという話だと思います。

探究の時間など、どのぐらい独自の割合でその授業をやれるのか伺いたと思います。

○須川高校教育課長 例えば探究科等々の特色を出すためには、文部科学省から学校設定科目として、探究にかかわるものは各学年大体1単位ずつ、週に1時間ずつと示されていますが、さらに6単位以上プラスで設置できるものです。教育課程の中で教科の名称なども工夫できますが、普通であれば3時間しかない総合的な探究の時間を6時間以上設置しながら特色を出すことになっております。

○佐々木宣和委員 ありがとうございます。週6時間ぐらいまではふやせるということなのですか。

○中川学校教育企画監 3年間を通して6単位というのが文部科学省の一つの目安となっておりますので、週2時間というイメージで思っただければと思います。これに加えて、新しく始まる公共の時間も探究の要素が入っていますし、理数探究などこれ以外にも探究の時間が入ってくる形になります。

○佐々木宣和委員 普通科改革ということですが、その中でより詳細にこの分野をやるという方向にシフトしていると思っております。普通科改革と、産業界と一体となって地域産業界を支える革新的職業人材の育成ということで専門学科改革も書かれていますが、こちらの基本的な考え方を伺いたしたいと思います。

○須川高校教育課長 資料の青色の産学連携に二つに分けて記載しております、先進技術探究が今佐々木宣和委員からお話が当たった分野に当たると思います。IoTやAI等、ソサエティー5.0の到来を視野に入れて、各分野において絶えず進化する専門知識・技能をとということで、要はまさに最先端の技術などにも意識を置きながら、県内にも世界的な企業もありますので、そこへの長期のインターンシップ等も踏まえながら、教員も生徒も最先端の技術や知識等に触れながら、社会に出る準備をしていくことになると思います。

○佐々木宣和委員 スクール・ポリシーの策定・運営のところでお伺いしたいと思います。最近よく言われているのは企業パーパスということで、企業が社会的に存在する意義は何かを具体的に明文化するというものです。今まで消費者に対してどういうブランディングをするかが中心だったのが、社会的な中でこの企業は何をするべきだとか、それがあつた上でビジョンがあつて、ミッションがあつて、なぜあるのか、どこを目指すのか、何をするのかという形で広がってきているところです。企業の場合はもう明確で、それぞれの企業がつくっているサービスをより広げるために、利益を上げるためにというのが目的だと思います。スクール・ポリシーというものを改めて策定することの目的をどう考えているのでしょうか。アウトプットのにはかかわる人をどれだけふやしていけるのかが大事だと思っているので、そのためにまずスクール・ポリシーを策定して、同じマインドセットの人をどんどんふやしていくことと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○須川高校教育課長 企業でも今意識しているものにSDGsがあると思います。高校現場でもSDGsがかなり意識されていまして、各校共通の視点の中にも入れておりますので、そこから企業等との連携も深めていけばいいと思います。スクール・ポリシーは実は三つありまして、一つは卒業するときどういう力を身につけて卒業していくか、将来を見据えたとき、就職、進学とかではなくて、将来自分たちが社会の中心になったときにどんな力を身につけていくかということで、卒業するときの資質、能力等があります。それを3年間でどうやって身につけていくかということで、教育課程のカリキュラム・ポリシーがあります。それをやれるためのこんな思いを持った生徒に来てほしいということで、アドミッション・ポリシーがあります。その三つを総合的に発信しながら、そして最後は、グラデュエーション・ポリシーという、卒業するときこういう資質、能力を身につけて卒業させて、将来こんな社会人として活躍していただきたいということを学校で発信していくことになると思います。

○佐々木宣和委員 そのとおりのだろうと思いますが、まず企業パーパスの話をしたのは、それが一言でわかりやすいものだからです。かかわる人をどんどんふやしていくときに内容をふやして文字をたくさん書くのは、やっているほうからすれば面白いのですが、それは目的ではないと思うのです。私も母校の方向性は今調べて忠実自彊と質実剛健らしいということがわかったのですが、これは生徒がそのときに確認しながら落とし込み、意識的にそれが基になって教育として組み合わされるものだと思うのです。わざわざやるというような形で、これをつくることを目的化しないようにしていただきたいというのが質問の趣旨です。スクール・ポリシーをつくることによって、地域や企業や学校が改めて将来どうしようか考えた上でかかわる人をふやすのが目的だと思いますので、そのためのスクール・ポリシーの策定にさせていただくことをお願いします。

○齊藤信委員 このいわての高校魅力化グランドデザイン for 2031 を見て、新たな県立高等学校再編計画策定の前に示されるべきだったと思いました。新たな県立高校再編計画の実態は、このいわての高校魅力化グランドデザイン for 2031 に逆行するものになった

と思います。これは文部科学省の方針に基づいて忠実に岩手県の指針をつくったのが実態ではないかと思います。

それで、グランドデザインとか、スクール・ミッションとか、スクール・ポリシー、何で美しい日本語で書かないのでしょうか。スクール・ミッションというのは、ここに書いているとおり、学校の存在意義・社会的役割等の明確化、ミッションというのは使命とかですから、これは比較的わかるけれど、次のスクール・ポリシーはさっぱりわからない。これは訳としても正確なのでしょうか。スクール・ポリシーというのは日本語で言うとなんになりますか。

○中川学校教育企画監 スクール・ポリシーという言葉ですけれども、日本語に直すと指針になりますので、学校の指針、どんな生徒に入ってもらいたいのかという指針ですとか、どういった教育課程をやっていくのかという指針でありますとか、どういった人材を育てたいのかという指針ということになります。

ただ、スクール・ポリシーですとかスクール・ミッションという言葉が必ずしもイメージとしてわかりづらいということもありますので、我々県教育委員会としては一言でもしこれを伝えるなら魅力化ではないかと思っています。学校の魅力をどう形にするのか、見える化していくのかが一つの大きな柱ということで、魅力化という言葉を使っているところ です。

○斉藤信委員 ポリシーが指針というのは違うのではないかと思います。ポリシーと言った場合には、魂などのイメージが強いので、指針というような現実的なものではないのではないのでしょうか。だから、指針と言うのだったら指針とすればいいのです。片仮名を使ったり横文字を使うと本質が見えなくなる。大体これが国のやり方なのです。わかりやすい日本語で、本質を一言でみんながわかるようにすべきだということをやまず一つ言っておきたいと思います。

そして、中央教育審議会(2)③のところで普通教育を主とする学科の弾力化・大綱化(普通科改革)とありますが、具体的にどういうことでしょうか。

○中川学校教育企画監 1点修正ですが、指針ではなくて方針でした。日本語を正確にお伝えせず、大変失礼しました。

普通科の弾力化・大綱化についてですが、これまで普通科につきましては、普通科はいわゆる普通科としか表示できなかつたところを文部科学省で大綱化し、スクール・ポリシーを踏まえて各学校で名前を自由に設定できるようになったところです。普通科の中でも地域と連携して地域の課題を探究するようなどころに関しては地域探究科、何かを新しく地域でつくっていくとなれば地域創造科のように学科名を変更して、カリキュラムの特色化を打ち出すということで、普通科の弾力化・大綱化という言葉を使っております。

○斉藤信委員 今検索したのですが、ポリシーというのは政治的な策略、政策、政略、または事を行う原則、最後に方針とあります。だから、方針をポリシーと言うのは、訳としても正確ではないと思います。文部科学省から示されたものでしょうが、我々がポリシー

から感じる意味合いとはかなりずれているということを指摘しておきます。

資料の最後のところに、(普通科) 学科名変更の検討、普通科の弾力化などかなり大胆なことが記載されています。何が正しい改革なのか、慎重に高校教育の現状分析をすることから出発すべきです。突然グランドデザインというのが文部科学省から示され、そのとおり岩手県の指針を決めたのが実態ではないでしょうか。

各学校の三つの方針(スクール・ポリシー)の策定における指針を示すとありますが、この三つの方針というのは何ですか。

○須川高校教育課長 スクール・ポリシーと呼ばれるものには三つあります。まずは、各高等学校の入り口から出口までの教育活動の方針となります。このような力を伸ばすという内容の育成を目指す資質、能力に関する方針をグラデュエーション・ポリシーといいます。このような学びを行いますという内容の教育課程の編成及び実施に関する方針をカリキュラム・ポリシーといいます。このような生徒を待っているという内容の入学者の受け入れに関する方針をアドミッション・ポリシーと呼んでおりまして、この三つをまとめてスクール・ポリシーと呼んでいます。

○斉藤信委員 いわての高校魅力化グランドデザイン for 2031 の本文を見てもわかりませんでした。この三つの方針はどこに書いているのですか。

○須川高校教育課長 今斉藤信委員から御指摘のあったとおり、例えば本文の1ページのところに各学校の三つの方針(スクール・ポリシー)の策定と記載しておりますが、それを具体的に三つに分けて説明しているところはありませんが、これには文部科学省から出ている三つのポリシーについてのポンチ絵の資料があり、それを本文と策定要領に添付しております。その資料の中に三つのポリシーについて名称及び内容を説明しているものがあります。

○斉藤信委員 この指針には中身がないという、驚くべき答弁でした。この説明文書のスクール・ポリシーの策定・運営方針のところに、上記三つの枠組みをそれぞれ意識しながら策定すると書いているので、上記の地域連携、学術・国際連携、産学連携のことだと思っておりましたがそうではないのですね。そして、この指針にはその三つの方針は書かれていないということです。それではこれを読んでもわからないでしょう。ポリシーもよくわからないですが、これは中央教育審議会の方針を具体化しただけで、本当に皆さんがわかっているのでしょうか。片仮名語でいろいろなポリシーと言われましたがわかりません。県民にわからない中身ですので、県民のものにはなりません。アドミッション・ポリシーとか、グラデュエーション・ポリシーとか、カリキュラム・ポリシーとか、このような指針を決めて、誰がわかるのですか。おかしいではないですか。教育長はわかってこれを出したのですか。

○佐藤教育長 まず、各学校の三つの方針ということで、1ページの最下段に(スクール・ポリシー)の策定における指針を示すこととしたと記載があり、まずグランドデザインの考え方を示しております。それが、先ほど説明しましたグランドデザインの方向性の

それぞれ三つの色で色分けしたもので、これを大枠としてうまく組み合わせていただきたいということです。

齊藤信委員御指摘の点は5ページの各高等学校における具体の取組の部分で、ここに今申しあげました地域連携、学術・国際連携、産学連携の三つの枠組みを設定したものです。このように資料には説明をさせていただいておりまして、それをわかりやすくしたのがパンチ絵です。各学校ごとに地域連携、協働をしていくということで、魅力化協働パートナーについて示しております。先ほど佐々木宣和委員からいろいろな方とのかかわりを持つということが大事だと御指摘がありましたが、私もそのとおりだと思っております。高校再編の場合も子供たちの希望する進路の実現と、地域産業を担う人材の育成を地域とともに進めていく、取り組んでいくということで、それをいわての高校魅力化グランドデザインということで10年後を見据えた方向性を示し、各学校においてそれぞれのスクール・ポリシーをつくっていただくという趣旨です。

○齊藤信委員 普通科の改革と提起されていますが、不来方高校と盛岡南高校の統合計画はそれに反するものでした。盛岡南高校は今までの進学校とはまた違った特色を持ち、そしてスポーツ人材を育成する大きな役割を果たして、生徒に大変人気のあった学校ですが、これをなくしてしまいました。

もう一つは専門学科改革として、産業界と一体となって地域産業界を支える革新的職業人材の育成とありますが、福岡工業高校と一戸高校の統合は専門学科改革の人材育成に反する計画だったと思います。目指していることとやっていることが全く違ったものになっているのではないのでしょうか。

福岡工業高校についてお聞きしますが、ことしもさまざまな資格取得で県の第1位を取ったという成果も聞いておりますけれども、福岡工業高校は資格取得で全国的にも県内でもトップクラスの成果を上げています。わずか2学科の専門高校で、ことしは統合しようとする一戸高校より入学者が1人多かった。一戸高校は3学科なのに56人、福岡工業高校は2学科なのに57人だった。多いほうの学科を減らして、専門教育を縮小するのは、この魅力化、特色化の方針に反するのではないかと思います。専門学科の改革と言うのなら、これだけ全国的にも注目され、資格取得で県内でもトップクラスの成果を上げている県北唯一の工業高校を維持、拡充することこそ高校の魅力化、特色化に合致するのではないのでしょうか。

○森田高校改革課長 今回スクール・ポリシーの策定等により高校の魅力化、特色化を図り、これを通じて生徒の自主的な高校選択につながることは非常に望ましいことと考えております。一方で、今後におきましては、中学校卒業生数は大幅に減少していくことが見込まれております。これが現実としてあるわけですので、それに合わせながら子供たちにとってよりよい教育環境を整備していく必要もあるものと考えております。

二戸地区におきまして、一戸高校はさまざまな専門課程の教育を有する総合学科高校です。この学びはしっかりと残し、一方で福岡工業高校にある工業の学びもしっかりと残し

て、二戸地域の子供たちがさまざまな学びに触れ合える環境を整備したいと考えておりますので、一定規模を持つ学校として再編の上、地域と連携の強化を図りながら特色ある魅力的な学校となるよう検討してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 生徒、教職員が頑張って、全国的にも県内でもトップクラスの資格取得に取り組んで、子供たちが生き生きと活躍している学校が福岡工業高校です。福岡工業高校のPTAが二戸市の支援を受けて、福岡工業高校を紹介するパンフレットを作成しました。そして、二戸市は来年4月から通学費を半額補助する取り組みもやって、このパンフレットと、福岡工業高校を紹介した市の広報誌をまとめて市内の中学生に配布しています。地域との協働も魅力化のことで言われました。二戸市を挙げて福岡工業高校の魅力化、特色化に取り組んでおり、ことしは一戸高校と比べて入学者が多かった事実を踏まえて、計画は決まったけれども慎重に検討し直すことが必要だと思います。統合計画検討委員会が12月にも設置という基本方針がありました。これはどうなっているのでしょうか。

そして、二戸市を初めPTAも総力を挙げて福岡工業高校の魅力化に取り組んでいます。この取り組みをどのように県教育委員会は評価しているのでしょうか。

○**森田高校改革課長** 令和6年度の統合予定ですので、現在統合検討委員会の設置に向けた調整を図っている段階です。あくまで参考例として、早ければ12月に検討委員会の設立ということで組み立てておりましたが、必ずしもこれにこだわっているものではなく、現在はまだ委員の選定と委員会の設立に向けた調整を図っている状況です。

それから、二戸市やPTA等でさまざまな取り組みをされて、地元と学校が連携しながら学校の魅力化、特色化を図ることは、生徒にとって学校の魅力の理解につながり、自主的な進路選択にもつながる、非常に望ましいことであると考えております。

これにつきましては、地元の努力も非常に重要なことと考えておりますので、今後とも重視してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 残念ながら時間になったので、終わります。

○**千葉伝委員** いわての高校魅力化グランドデザイン for 2031 について、疑問に感じた部分があります。今までつくっていたいわて県民計画(2019~2028)、岩手県教育振興計画、新たな県立高等学校再編計画等の県の計画が既にあって、これに基づいて進んでいるわけですが、中身が重複しているのではないかと感じます。例えばいわて県民計画(2019~2028)では地域に貢献する人材の育成、第2期岩手県ふるさと振興総合戦略ではふるさとの未来を担う人づくりの戦略、岩手県教育振興計画の中には岩手県だからこそできる教育、やるべき教育とか、郷土に誇りを持つといった人材育成など、それぞれに書かれています。今度つくるグランドデザイン、スクール・ミッションの指針や三つの枠組みがありますが、どうもその部分が今ある計画と重複する中身になりかねないと思います。来年1年かけてこれを策定させるのに、過去の計画等との整合性も含めて疑問に感じるのですが、そのあたりはどう考えていますか。

○**須川高校教育課長** 今千葉伝委員から御指摘のありましたように、文言等はかなり重な

っているところはあるわけですが、グランドデザインはそれらを踏まえたものですので、用語や概念は重なっている部分が多いと思います。それらは、国や県で今までつくってきた方針等々を踏まえた上で、今までのよさを生かしながら、for 2031 というのは10年後ですけれども、10年後を見据えて新たな価値の創造も視野に入れながら、スクール・ポリシーをつくっていくという意図です。

○千葉伝委員 その考えはわかりますが、そうすると今度つくるこれらは、現にある計画等々の横並びではなく、上に位置するという考え方でいいのですか。

○須川高校教育課長 上にあるというか、むしろ国のいろいろなものがあって、県の取り組みがあって、その中で各学校に特化した形で、それぞれの大きな方針の一番学校のところにあるものがスクール・ポリシーになると思います。決して上にあるものではないと思います。

先ほどスクール・ポリシーについて、本冊子に説明がないとお話してしまいましたが、1ページの3、グランドデザインについての1段落の一番最後のところの、育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受け入れに関する方針というのが三つのポリシーを説明したものです。

○千葉伝委員 位置づけとしては過去の計画等と別だというのはわかりますが、国の中央教育審議会のほうが上位に当たるのではないかと思いますので質問しました。今後1年かけて学校ごとのポリシーを決めるということですが、これまでの計画等をただくっつけるようなやり方になりかねないのではないかと感じました。進め方や策定の段階のいろいろなやり方も含めてしっかりとやっていただければと思います。

○佐藤教育長 今後の進め方にかかわってですが、これまで令和2年度、令和3年度に県内28校の、1学年3学級以下の小規模校で魅力化促進事業を取り組んでまいりました。そこで地域との連携等がかなり進んで、地元の産業界、地域おこし団体など関係する方々と連携して小規模校の魅力化が図られてきました。この2年間の成果を今後は全県的な取り組みに広げていき、そして高校再編の内容でも御説明したとおり子供たちが減っていく中で、いかに地元での多様な学びを維持していくかしっかり取り組んでいかなければなりませんので、それぞれの背景や県の各種計画がありますが、それを土台にしながらその上に地域での学び、県立高校の多様な学びとよりよい教育環境を維持し、地域にしっかり残す取り組みをします。それを10年間の目標の形で示し、各学校ではこれまでも経営計画などをつくっています。そうした取り組みをさらにうまく発展させていただきたいという考えでこのデザインを策定してお示したところです。

○千葉絢子委員長 ほかにありませんか。

それでは、この際昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉絢子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。



○岩淵誠委員 今回のグランドデザイン、スクール・ポリシーの策定、運営方針は国の動向が背景にあって、主体はそれぞれの現場だということでもいいですか。

○須川高校教育課長 岩淵誠委員御指摘のとおり国の動向がありまして、これを受けて県独自でグランドデザインを策定したところで、主体は学校ということになります。

○岩淵誠委員 現状でも校訓や卒業生の姿によって、地域ではどういう学校かイメージできると思いますが、学校それぞれでつくるスクール・ポリシーに県教育委員会としてどうかかわり方をするのか。アドバイスぐらいになるのか、策定に当たっての県教育委員会の役割はどのようなのですか。

○須川高校教育課長 県教育委員会の役割ですが、このグランドデザインを示すことで各学校がこれから進むべき方向性を示していくことになります。ある学校が資料の中の緑色、だいたい色、青色で示した部分のどこかに入らなければならないということではありません。そこに入ってもいいわけですが、それぞれを組み合わせたりしながら、学校、地域の実態に合わせながら、各学校での特色化・魅力化のためにポリシーを策定していくことになります。今までも伝統と呼ばれるようなものがあるわけですが、それを否定するものではなくて、各学校のいいところを踏まえて、まずは2031年、10年後に向けて、今後各学校がどうあるべきか、どう新しい価値を創造していくかというプランを練ることになります。

なお、資料1の一番下の3の⑤のところ、2031年までを期間として策定することとし、必要に応じて見直しを行うことと書いてありますが、来年度までに一回決めたから10年間それを動かさないということではなくて、各協議会とさまざま振り返りをしながら、よりいいものを更新していく形で進めたいと思っております。県教育委員会としてはそれぞれの学校の策定の段階において、いろいろな相談を受けながら、各学校が円滑に策定できるようなサポートをしたいと思っており、一番は学校の主体性を生かしたいと考えております。県教育委員会ですとこうだと言ってしまうと、ではそれでいいという話になってしまうので、そうではなくて、地域と協働しながら、かくありたいというところを考えていくというものです。

○岩淵誠委員 年々求められることは変わりますから、当然そういったものは見直しはあっていいと思います。ホームページで出身校の校訓が六つあるのを知りましたが、私の学生時代に言っていたのはせいぜい体育館に掲げてあった三つで、あとの二つは校訓として認識したことはありませんでしたので、そういうものではないかと思えます。

主体は学校というのはわかりますが、例えば県の大きな政策の中で産業人材の育成の大目標があったり、医師や弁護士などの高度専門人材については、県を担う人材で不足しているから取り組むということは、かなりグリップを利かせて予算も立ててやっているわけです。そういう大目標がある中で、スクール・ポリシーを県の大目標とどう整合性をとるのか、県の立てた政策目標の中で我が校はまさにこの部分の担い手だという形でのつくり方なのか。どこまで県教育委員会が関与するか、県の政策とどう整合性をとるかが問題に

なると思うのですが、どうですか。

○須川高校教育課長 各学校のスクール・ポリシーは、いわて県民計画（2019～2028）を初めとして第2期ふるさと振興総合戦略、岩手県教育振興計画、新たな県立高等学校再編計画等の中身を踏まえた形で策定していくものです。ただ、では学校でこれを全てわかっているかという、もちろんわかっているとは思いますが、わからない部分は県教育委員会が情報提供をしながら、それぞれの学校が進みたい方向が県の施策とミスマッチにならない形でサポートしてまいりたいと思います。

○岩淵誠委員 わからなかったら県教育委員会が教えるのでは、今ある計画等がどれだけ教育現場や生徒が高校を選ぶときの参考になっているのか、非常に心もとなく聞こえるわけです。そもそも学校の魅力や校訓や特色などは、事細かにやらなくてもわかる部分があるわけで、そういう意味で言うと情報発信が足りません。こういう人材になりたければこの高校に行けばよいというのが、県教育委員会に聞かなければわからないということではないですか。これでは政策を立てている意味がないし、各高校が予算を使ってそのための授業をしているわけでしょう。体系的にきちんとやった上で策定しないとつまみ食いみたいになって、立派なスクール・ポリシーだけど本当にこれがうちの学校でいいのかという話になってしまうので、そういうところからやらなければいけないと思うのですが、どうでしょうか。

○須川高校教育課長 岩淵誠委員御指摘のとおり、今まではどちらかという和学校の中だけで進めてきましたが、いわて県民計画（2019～2028）を初めいろいろな施策の教育に関して、自分たちの学校の特色に合う部分を勉強し直すことは非常に大切なことで、必要だと思います。

情報発信の部分でも、例えば各学校にホームページがありますが、学校ごとに発信の仕方や頻度が違っていますので、自分の学校の特色、魅力をただホームページに載せるだけではなく、いろいろな方法を考えながら発信することもサポートしていきたいと思います。

○岩淵誠委員 私が総務委員長をさせていただいたときに産業教育の振興会の勉強をさせていただきましたが、これをこのまま字にすればスクール・ポリシーになるというぐらい素晴らしい活動をしています。学びの現場、個々の進路は最大限尊重されるべきですから、それに政策的なものを押しつけるものではないのですが、岩手県としてどういう人材を育てたいのかを踏まえてやらないと、文章をつかって内容がなかったのでは労力をかけただけということになってしまうので、ぜひ成果にしていきたいと思います。

具体例があるから聞くのですが、スクール・ポリシーを踏まえた選択的導入の中に県外受け入れとあります。県境地域に行くと県外という境はなく、境をつくっているのは行政です。例えば千厩高校はソフトボールが強い学校ですから、県外の生徒が入学したいと言っても、専門教育の学科はいいけれども普通科には入れないといった問題があります。県教育委員会の役割としては、グランドデザインをつくることもそうですが、グランドデザインをつかってスクール・ポリシーをつくったときに、実行性が上がるように周辺環境の

整備をすることをもっと大事にしてもらわないといけないと思います。例えば県外と学区の問題などがあると思いますが、これを解消するような方向になりますか。

○須川高校教育課長 県外受け入れというのは、隣接地域の県外受け入れというよりは、離れた都道府県の生徒を受け入れるという意味での県外受け入れです。

岩渕誠委員御指摘の隣接地域の学区等々の問題につきましては、本県の教育委員会だけでは決められないもので、相手方の教育委員会のこともありますので、情報共有しながらよりよい方向を検討してまいりたいと思います。

○岩渕誠委員 これは県境地域にとっては非常に重要な話です。例えば宮城県の県北の学生はここ20年ぐらいで動向が変わり、進学を希望する人も実業高校へ行って産業振興をやるという人たちも岩手県に来なくなりました。宮城県内の学区が解消されたから、これまで一関市に来ていた人が、今は仙台市などへ行ってしまうという問題もあります。また、スクール・ポリシーとは全く違いますが、制服がかわいいという理由で岩手県の県境地域の人が宮城県の高校を選ぶのです。そういった実情を考えると、学校を魅力的にするためにも周辺の環境整備をあわせてやらないと実態と合わなくなるし、どんなに魅力があっても行けないという話が出てしまうので、県教育委員会はこれを後押しするのであれば、もっと幅広く捉えなければいけないと思いますが、いかがですか。

○須川高校教育課長 そのとおりでして、各学校の特色化、魅力化の中には入試制度のことももちろんかかわってくると思います。県立高校入試改善検討委員会を今年度から立ち上げておまして、その会議の中でも、今岩渕誠委員から御指摘のあったような中身についても検討させていただきながら進めてまいりたいと思います。

○岩渕誠委員 グランドデザインですから、ぜひそういったことにつながるような支援や改善は進めていただきたいと思います。岩手県の高校の再編の問題にもかかわってくるのですが、増田知事の時代は普通高校というのは4クラス以上ないと学校ではないというような言い方を知事みずからして、効率性や地方交付税の問題という話でしたが、学校は地域になくてはならないものということで、県教育委員会も、小規模校でも、町内に一つしかなくても、1クラスでも2クラスでも、大事だということであれば残そうということは非常に特筆すべきだし、評価をされてしかるべき哲学と実践だと思っているのですが、そうすると魅力化の問題のほかに高校をどうやって存続していくかが根底になければならないと思います。高校に対しての地方交付税の算定のあり方が岩手県には不利な条件になっていますので、何百億円というお金を使いながらやっているわけです。これはハードルが高くて、背に腹は代えられないという時代が来るかもしれませんが、それでも頑張りたいと思います。地域の振興のためには高校を残さなければならないということで、地方交付税の算定の関係では教育長初め県教育委員会が文部科学省と相当やり取りしているとお聞きしております。その辺についてお話をいただければと思います。

○佐藤教育長 本県は地理的にも比較的おくれていた開発がやっとな進んできております。そういった中で、県立高校もそれぞれの地域にしっかり根を下ろして、小規模校でも地域

の魅力化促進に向けて地域の皆様方と一緒に、地元の行政の支援をいただきながら、地域での人材育成に取り組んでいただいているところで、これはまさに御指摘のとおりです。新たな県立高等学校再編計画後期計画の中で特に意識したのは、地域の学校を地方創生の考え方に沿った形で可能な限り存続させていきたいということ、そして小学校、中学校、高校と地元で進学したい子供はきちんと進学できる環境を残しつつ、ICTの機器の整備もどんどん進め、地域での学びをしっかりと維持していくことです。ことしは、文部科学省の国庫採択10分の10の委託事業を受けて、県総合教育センターから県内5校へ配信による遠隔教育の推進にも取り組んでおり、質と機会の保障ということで、その取り組みはますます重要になってくると思います。

児童生徒の数が減っていく中で、よりよい教育環境を残していかなければならず、人的資源、財政的な支援がしっかり確保されていなければ事業はできません。地方交付税制度には財源保障、財源調整機能も求められていますが、ともすれば効率重視のような流れになりつつあるのではないかという危惧もあります。地域の実情に即した形での財政需要にしっかり応えて、地方財政措置がなされることが重要であると思います。特に教育に関しては、地域の住民が生活していく上で当然に守られなければならないものだと思います。そして、教育というのは全国どこにいても格差が生じてはならないサービスで、教育行政がしっかり確保されるべきものだと考えております。そういった意味でも、文部科学省へさまざまな機会を捉えて要望活動をしておりますし、引き続き地域に即した、財政需要に即した措置が講じられるよう、あらゆる機会を通じて要望していきたいと考えております。

○千葉絢子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 なければ、委員の皆様からこの際何かありませんか。

○小西和子委員 最初に、岩手県小・中学校学習定着度状況調査についてお伺いしたいと思います。2019年度よりも2教科削減となり負担が減ったというお話がありましたが、負担感は変わらないという現場の声がありますけれども、県教育委員会の見解はいかがでしょうか。

○中川学校教育企画監 岩手県小・中学校学習定着度状況調査の負担感についてですが、本年度から小中学校ともに4教科を2教科に精選して実施したところです。このため、採点や入力に係る作業の負担は確実に減っていると捉えております。

一方、調査結果の効果的な活用を促していくことは重要と捉えておりまして、今後も調査の趣旨を周知していくとともに、学校全体の組織的な取り組みを支援することで、より一層の児童生徒のつまずきの把握や授業改善につなげてまいりたいと思っております。

また、今年度から学校質問紙調査をオンラインで実施しておりまして、より効率的な調査につきましても引き続き検討してまいります。

○小西和子委員 問題の内容が基礎的なものを問うものではないために、初めて子供たちが見たときに戸惑い、意欲の低下や劣等感を誘発しがちです。過去問題等の経験や事前指

導なしでは、解答が大変難しい問題になっています。調査によって子供の意欲を低下させたり、劣等感を抱かせるということが現場から上がってきておりまして、一番驚いたのは当日テストを受けたくなくて登校を渋り、母親や校長が促したが欠席した子供がいるということです。学力の低い子供にとっては、こうしたテストが登校渋りの要因となっておりますが見解を伺います。

○中川学校教育企画監 岩手県小・中学校学習定着度状況調査の問題の内容についてですが、学習指導要領が改訂されまして、思考力、判断力、表現力等が育成する資質、能力の一つになっております。大学入試共通テストにおいても、思考力、判断力等を重視した出題となっており、このような状況を踏まえ、岩手県小・中学校学習定着度状況調査においても知識と活用を一体的に問う問題を重点的に出題しているところです。このような問題は、過去問の練習といった事前指導だけでは対応できるものではなく、新学習指導要領で示されている主体的、対話的で深い学びをふだんの授業から実践していくことが求められているところです。

なお、調査問題につきましては、本県全体の課題を踏まえまして、今後も内容や問題数などは見直しを図ってまいりたいと考えております。

○小西和子委員 現場の声では、業務をふやしているのは県教育員会であるということです。業務削減から自治体独自の学力調査を廃止したところもあります。実施しているところ、していないところの全国の数把握していると思いますので伺います。

○中川学校教育企画監 把握はしておりますが、今手元にはありませんのでお時間をいただければと思います。

○小西和子委員 子供たちが安心して過ごせるところが学校でなければならないと思うのです。国立成育医療研究センターが実施したコロナ×こどもアンケートというのがありますが、新型コロナウイルス感染症の影響で先生や大人に話しかけたり、相談しづらくなっていると回答した子供が半数以上に上ります。さらに、回答した子供の15%がどうしようもなくなって自分の体を傷つけているということがあります。

令和の日本型学校教育という中央教育審議会の答申がありますが、そこでは福祉的な役割が日本型学校教育の強みで、これに留意する必要があるとまとめておりまして、このような状況下も含め、日常の学校で優先されるべきことは、全ての子供たちにとって居心地のよい安心な居場所としての学校づくりだと考えております。結構な予算を使って実施しているのです。競争や序列で子供たちの学びを数値化して追い立てることではないと考えておりますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

○佐藤教育長 まず、岩手県小・中学校学習定着度状況調査の扱いについてですが、これまでも委員会等あるいは県議会本会議の中でも質疑等がなされてまいりました。令和2年度に県内33全ての市町村と意見交換を行い、岩手県小・中学校学習定着度状況調査のあり方について意見交換を進めてまいりました。そこでは、さまざまな課題もあり当然対処していかなければならないという意見もあり、また継続的なこの調査の経年的な分析の必要

性や、本県の抱えるさまざまな学力の向上に向けた課題の中でどのような形で対応していくべきかという意見交換を進めてまいりました。そういった中で、最終的に昨年11月の市町村教育委員会教育長との意見交換の中でも、負担感の削減という視点もあることから対象科目の精選という形で2教科を減ずるとしたものです。ICT機器の導入も進んでいく中で、調査の簡素、効率化も図られておりましたので、ことしは学校に対する質問紙調査もオンラインで実施するなど、集計の効率化も図りつつ対処しております。それから、調査した結果の分析、そして早期に市町村も含めて学校現場へその課題の対応について戻して、すぐ改善につなげていくことも必要ですので、その対応についても取り組んでいるところです。

このように、県教育委員会のみでの判断ではなく、県内市町村それぞれ抱える課題等を踏まえながら、よりよい方向、合意形成に向けて協議を重ね、今回のような形になっているところです。

○**中川学校教育企画監** 先ほど質問がありました学力調査を実施していない都道府県について、平成30年度のデータですが、小学校では17都道府県、中学校では15都道府県が実施していないという調査結果があります。

○**小西和子委員** 業務量を削減するために、小学校17都道府県、中学校15都道府県が実施をしていないということですね。

岩手県教職員働き方改革プラン(2021～2023)についてお伺いしたいと思います。6月に県教育委員会が実施した教職員アンケート結果から、教職員が業務削減で何を求めているのか、働き方改革で本当に必要なことは何か、県教育委員会として支援していくことや実現すべきことは何かをお伺いしたいと思います。

昨年の文部科学省の通知に、校長及び教育委員会は教師等の在校等時間の管理を初め、業務の役割分担の適正化、必要な執務環境の整備や健康管理など学校の管理運営における責任を有するものであることから、上限時間を超える自治体がある場合には、例えば校務分掌の適正化や業務削減の改善のための措置をとるなど、学校の管理運営上の責任を適切に果たすことが求められることとありますが、県教育委員会はどのような責任を果たしているのでしょうか。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 今回の教職員アンケートにおきましては、時間外勤務を減らすためにどのようなことが必要かという設問に対しましては、業務量の削減や業務の効率化という回答が多く、また時間外勤務の要因は何かという設問に対しましては、総じて見ますと学校行事や部活動、保護者対応などの授業や学校経営以外の業務の割合が高いということになっております。こうした結果を踏まえまして、教員の多忙化を解消し学校の働き方改革を進めていくためには、教員が担うべき業務の明確化や適正化を進め、その上で効率化を図っていくことが重要だと考えております。このため県教育委員会といたしましては、地域や保護者に対して、学校における働き方改革と適切な業務役割分担の必要性についての理解醸成を図るため、ホームページやPTA会報での周知を行うとともに、

岩手県高等学校体育連盟など県内の部活動関係6団体に対しましては、教職員が本来の教育活動に専念できるよう、事務局業務の負担軽減等について協力依頼を行ってきているところですが、

また、新型コロナウイルス感染症への対応として行いました各種行事等の精選や見直し、これまでの業務の見直し、効率化を進める契機となっておりますことから、こうした取り組みを継続していくことが重要と考えております。

今回のアンケートの結果を教職員の率直な声として受けとめ詳しく分析して、働き方改革プランの具体的な取り組みの追加や見直し等も行いながら、教職員の多忙化解消につながるよう取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、文部科学省の通知に基づく校長及び教育委員会の責任についてです。昨年1月に発出されました国の通知におきましては、校長及び服務監督権者である教育委員会に対しまして、所属する教職員の在校等時間が上限時間を超えないようにするため、業務量の適切な管理を行うよう求めています。そこで、例えば明らかに特定の教員に校務分掌が集中して過剰となっている場合には校務分掌の適正化を図ったり、業務量等の取り組みを積極的に進めているにもかかわらず教員の在校等時間が増加しているような場合には、その背景や構図を分析して、それを踏まえた改善方策に取り組むことが校長や教育委員会の責任と認識しているところです。

こうしたことから、本県の県立学校では、慢性的に長時間勤務を行っている教職員につきましては、校長が当該教員との面談の中でその要因を把握するとともに、業務分掌の見直し、あるいは業務スクラップ等による改善の検討をしていくこととしておりますし、また県教育委員会といたしましても、学校長との間で個別に長時間勤務の解消に向けたヒアリングを実施するなどして、引き続きこうした働き方改革プランに基づく取り組みを進めることで教職員の業務負担の軽減を図っていくこととしております。

○**小西和子委員** 例えば新潟県の教育委員会では全日制課程における1日の授業時間数の短縮、進学校と言われる学校で行われている7時限を禁止しています。あとは県単位での学力調査をやめているといったことがありますし、研修につきましてもできるだけ削減をするというようなこともあります。

驚くことがあったので、そのことからお聞きします。夕方早く帰れと言われるため朝早く行って仕事をする人が大勢いますが、教育委員会議において、それについては時間外に入れるわけではないという発言があったそうです。そういう事実があったかどうかだけお答えください。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 小西和子委員から指摘があったことにつきましては承知しておりません。

○**小西和子委員** 傍聴者がちゃんと聞いております。朝早くから勤務している教職員が多くいます。夜は早く帰れと言われるので、例えば朝6時半から出勤して授業の準備をしている教職員も大勢いるのです。でもタイムカードを押すのは7時半ころという、不正打刻

がまかり通っています。そのことが市町村の衛生委員会でも話題になっているのですが、こういう現状があることを県教育委員会は認識しているかどうかだけ教えてください。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** そのようなことを聞き及んでいない状況です。

○**小西和子委員** ある進学校の教職員に聞きましたが、昨年度もとにかく 100 時間超えてはだめだというので、削減してから報告することが平気でまかり通っておりますし、このような不正の打刻もたくさんあります。

来年度教職員の勤務実態把握の調査がありますが、正確な調査とするための手だてを伺います。それから、早く帰れと言われるので、仕事を持ち帰っている教員が大勢いますが、そのような実態も調査すべきだと思います。その2点についてお答えください。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** まずは、来年度の勤務実態把握調査の部分ですが、国が教職員の勤務実態に関する調査を予定していると聞いているところですが、現時点で国からの情報はなく、調査の詳細につきましては承知していないところです。

ただ、働き方改革を進めるに当たりましては、教職員の勤務実態をできるだけ正確に把握するための調査の実施が必要ですので、今後国から調査の詳細が示された際には、県教育委員会といたしましても円滑に調査が実施されるように市町村教育委員会にも働きかけていきたいと考えています。

○**小西和子委員** 現場はもうこれ以上削減できません。何度も言いますが、乾いた雑巾を絞っても一滴も出てきません。県教育委員会がここを削減すると示すべきだと思います。

教員免許更新制の廃止についてです。岩手県は独自に教職経験者5年研修を自治体が行う研修として実施しております。学校現場での講師経験や民間での経験等、講師経験者には学級担任としての経験を積んでいる人もおり、多様なバックグラウンドを持つ教員が多く存在します。研修や研さんは、正規採用年数から数えて必要な研修はこれだと年度を切って与えられ行われるものではなく、自主的に研修に取り組めるような環境整備こそが必要であると考えます。教員免許更新制廃止の見通しを踏まえて、これまでの研修体制を抜本的に見直すことが必要です。本当に必要なことは、自主的に研修、研さんに取り組める環境の構築です。働き方改革に逆行するような研修制度にならないよう最善を尽くしていただきたいと思いますが、このことにつきましては教育長に答弁をお願いしたいと思います。

○**佐藤教育長** 教員免許更新制が発展的解消をするということで、今後の対応が求められていくわけですが、本県では授業力向上研修という形で、県総合教育センターで研修の中に位置づけて行っております。これは、全国で本県だけです。全国的には、各教員がそれぞれ研修機関に自分で直接申し込み、経費面も自己負担というところがある中で、本県では県の授業力向上研修の中で対応してきた経緯があります。国が発展的解消と打ち出しておりますので、新制度にどのような形で移行していくか、最適な教師の学びの機会や成果の可視化と組織的共有が令和の日本型学校教育に求められております。そういった観点で研修のあり方、そして負担軽減も当然考慮しながら研修の体系のあり方を見直していき



いと考えております。

○**斉藤信委員** 質問に入る前に、資料を委員の皆さんにお配りをしたい。これは、盛岡第一高校の事件の裁判の中で、後輩の生徒が盛岡第一高校における暴力、暴言をリアルに陳述したものです。よろしいでしょうか。

○**千葉絢子委員長** それでは、委員の皆さんにお諮りしたいと思います。

ただいま斉藤委員から資料の提供の申し出がありました。お配りをしてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**千葉絢子委員長** では、お願いします。

〔資料配付〕

○**斉藤信委員** 再発防止「岩手モデル」策定委員会での検討状況についてお聞きします。

再発防止「岩手モデル」を検討する中心的問題は、なぜ不来方高校のバレー部員の自死事件が起こったのかの検証にあると思いますが、いかがですか。

○**木村県立学校人事課長** 現在検討を進めている再発防止「岩手モデル」の出発点としては、斉藤信委員御指摘のとおり当該県立学校生徒の自死事案にあり、その解明については御遺族の御要望を踏まえ、第三者委員会を設置し取り組んできたところです。当該第三者委員会においては、事案の事実経過や背景等の調査を行い、その結果明らかとなった事実及びその事実に基づき検討、考察した結果を昨年7月に調査報告書としてまとめていただいたものでして、その内容については県教育委員会として重く受けとめたところです。

○**斉藤信委員** 不来方高校バレー部員の自死事件の原点は、顧問教師の前任校であった盛岡第一高校事件への学校と県教育委員会の対応にあったと思いますが、どう受けとめますか。

○**木村県立学校人事課長** 前任校の事案に係る学校と県教育委員会の対応についてであります。第三者委員会の調査報告書において前任校の事案における学校及び県教育委員会の対応が不十分であったという指摘を踏まえ、再発防止「岩手モデル」策定委員会の部会の中で、当時の関係者へのヒアリング等を行いながら、学校及び県教育委員会における当時の対応状況や対応として不足していた点、それらが重大事案につながった理由等について明らかにするための作業を進めているところです。

9月に開催いたしました第4回策定委員会においては、現時点で確認できた内容を報告したところです。当該策定委員会の中で、各委員よりさらに事実確認が必要な部分や、対応として不足した点及びその理由の分析、整理の仕方などについて御意見をいただいたところです。引き続き策定委員会の意見を踏まえながら必要な作業を進め、当該校の事案につながる事となった理由を解明していくこととしております。

○**斉藤信委員** 盛岡第一高校事件については、学校がまともな調査をしなかったために、被害者は裁判で訴えざるを得なかった。これは、盛岡地方裁判所、仙台高等裁判所と法廷で争われて暴言、体罰が認定されて有罪判決となりました。顧問教諭による暴言、体罰について、盛岡第一高校が必要な調査を行わなかったことが最大の問題だったのです。なぜ

暴言、体罰の事実確認をしなかったのか、そのことをどのように検証されているでしょうか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 前任校、県教育委員会の対応の部分、体罰を確認しなかったのかという部分につきましては、先ほどの答弁にもありまして、策定委員会におきまして解明作業を進めておりまして、9月18日の第4回策定委員会の中で報告を伺ったところです。

現時点で確認できた事実関係といたしまして、平成21年11月に被害生徒の保護者からの訴えを受け、学校においては顧問教諭はもとより他の教員にも部活動指導における体罰や暴言の有無について確認を行っているところです。その聴取の結果であります、顧問教諭からは体罰は行っていないこと、ただ強い口調での指導は行ったことを確認し、また他の教員からの聞き取りでも顧問教諭による体罰は確認できなかったことから、校長としましては強い口調で指導を行ったことについて不適切として注意したところです。

○斉藤信委員 顧問教諭の校長に対する虚偽の発言が裁判で訴えざるを得なくなった最大の理由です。もう既に裁判の過程で、これを翻して体罰があったことを認めました。県教育委員会の調査でも、やっとなら裁判の過程で体罰があったことが明らかになりました。この顧問教諭の虚偽の発言、証言はどういう問題ですか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 11月にあった保護者からの訴えの段階における学校による調査に対して、顧問教諭が体罰を否定したことに加えて他の教員からも顧問教諭による不適切指導の事実を確認できなかったことから、県教育委員会及び学校としては顧問教諭による体罰はなかったものとその時点では判断したものです。

しかしながら、その当時の学校では、顧問教諭の強い口調での指導の具体的な内容の確認が十分でなかったことや、被害生徒や他の部員に対する事実確認を行わなかったこと、さらに県教育委員会による積極的な実態把握や学校への指導、助言が行われなかったことなどによって、不適切な部活動指導について正確な事実確認ができずに、顧問教諭の指導等も十分でなかったと捉えております。

○斉藤信委員 不来方高校のバレー部顧問からの自死に追い詰められる執拗な暴言の詳細は、第三者委員会の調査報告書で明らかにされています。この原型が盛岡第一高校であったということなのです。先ほど皆さんにお配りしましたこの陳述書は、仙台高等裁判所での裁判の中で示された、被害者生徒の2学年下のバレー部員の陳述書です。ということが陳述されているかということ、2枚目の3、X、被害者の学年に対する暴力のところでこう書いています。円陣を組んだ際、顧問教諭は部員に3年生の顔を何発もびんたをしました。1年生のときに初めてこれをまざまざと見たので、すごく衝撃を受けたのを覚えています。顧問教諭がバレー部員に暴力を振るうところを何度も目撃し、私自身も受けました。頻度が高い生徒もいた印象です。

ということで、どういう暴力が行われたかを4(2)のところで詳しく書いています。暴力の種類(ア)、髪をつかまれて壁に激突させられる。顧問教諭から髪をつかまれた上で体

ごと壁に投げつけられて、壁に激突されるという暴行を受けていました。髪をつかんだまま体育館の壁に3回ほどバレー部員の頭を打ちつけていました。顧問はためえなどとどなっていました。同じく、同級生のバレー部員も同様に髪をつかまれて壁に投げつけられたことがありました。

二つ目、平手打ち。これは、顧問教諭が壁際に投げつけるようにして立たせ、その後約30分ぐらい繰り返しとなりながら平手打ちをしました。30分ぐらいの間、顧問教諭のどなり声とバチンバチンという音が響き渡ったということです。

そして(ウ)、ボールを投げつけられる。日常の練習でボールを顔にぶつけることがありました。先生が私に向かって自動車の鍵を投げつけたこともありました。1メートル程度の距離で鍵を投げつけられ、本人は顔を背けて辛うじて壁に鍵が当たったということです。

教官室に呼ばれて暴力、暴言があったことを被害生徒が訴えたのが事件の発端でした。しかし学校側は、顧問教諭、バレー部員などの生徒にほとんど調査しなかった。顧問教諭の虚偽の証言だけを根拠にして、まともな調査をしなかった。この陳述書は県教育委員会の皆さんも見たとするし、そこで顧問教諭による暴力、暴言が日常的に被害生徒の学年だけではなく、数年にわたって行われていたことが明らかになったのではないのでしょうか。県教育委員会は、裁判の過程で示されたこの暴力、暴言の実態をどう受けとめたのか、なぜ調査しなかったのかを示してください。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 陳述書が提出された当時の内容についての確認ということですが、今現在策定委員会の中の部会で進めておりますこの事案の理由解明の調査の中でも、当時の学校の管理職や県教育委員会の関係者にもヒアリングをしているところで。斉藤信委員から御指摘いただいた中身につきましては、そのヒアリングの中では確認していなかった部分で詳細は不明ですが、我々の持っている資料の中では、陳述書の内容を受けて当時ヒアリングをしたとか、それを示すような書類は現時点では確認できておりません。

○**斉藤信委員** 裁判の過程で盛岡第一高校での深刻な暴力、暴言の実態が陳述書として証拠採用されたのです。そのときに県教育委員会は応訴したことが間違いだったと気づくべきではなかったのですか。さらに今まで全く調べてこなかったということで、県教育委員会の責任は極めて重大ではないでしょうか。

裁判が終わったときに教育長の談話が出ました。平手打ち、体育教官室での叱責と部員に対する言動が違法な行為と認定されたところ、重く受けとめ、深くおわびをします、その後事実関係の認定については本件訴訟の過程において尽くされたところであり、とあります。陳述書で被害者生徒に対する暴力、暴言だけでなく、数年にわたってこうした暴力、暴言は行われていたことが示され、これは顧問教諭の評価にかかわる問題だと思うのです。しかし、二審の判決が終わった後に下された処分は、たったの減給1カ月です。この問題に県教育委員会が誠実に対応せず、そしてこの顧問教諭がそのまま不来方高校に行ってバレー部の顧問を続けたから第2の悲劇が起きたのでしょうか。学校の対応も大問題

ですが、その学校の対応を許してきた県教育委員会の対応はもっと重大で、第2の事件を引き起こしてしまったと思いますが、そういった反省はありますか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 学校と県教育委員会における当時の対応につきましては、第三者委員会の報告書におきましても十分でなかったと御指摘をいただいているところでして、冒頭でも申し上げましたが、そういう部分につきましては県教育委員会としても真摯に受けとめているところです。

○斉藤信委員 県教育委員会の対応について、現時点ではあまりにも反省が足りないのではないかと思います。原点は被害生徒や保護者から訴えられたときに学校が部員の調査をしなかったことです。4人の同学年の生徒を調査したという報告はありますが、裁判の過程の中でこのうち2人は記憶がないと言っています。4人の調査もつくったものではないかと思います。4人の調査の結果体罰はないとして否定したのです。ひどいことに、当時の被害者や保護者に対して調査を拒否して、後からつくられた記憶もあると副校長は言ったのです。学校は二重、三重に被害者や被害者家族に対して甚大な打撃を与えるような対応をしてきた。本当に許されないことで、こういう対応は検証すべきだと思います。

また、顧問教諭が裁判で訴えられている最中に不來方高校への異動を認めました。この異動の過程で、顧問につけることに疑義を出す人が県教育委員会の中にもいたと書かれています。しかし、校長が責任を持って対応するという形でこの異動は行われていた。暴言、暴力が問題になっている裁判の過程で、裁判の中身も示さずこういう異動を認めたことは極めて重大だと思いますが、いかがですか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 当該顧問教諭の人事異動に関してですが、その当時の定期人事異動作業の中において、教職員課としては当該教諭の状況を把握するために前任校の校長へのヒアリングを行いました。前任校の校長は前任者からの引き継ぎがなかったことから、以前保護者とトラブルがあった程度としか把握していなかったために、教職員課に対しては詳しい説明がなされなかったということです。教職員課では、校長から確認した当該顧問教諭の勤務状況や、当該校からの異動を希望する声等の要望も総合的に勘案いたしまして、顧問教諭の当該校への異動を決めたということです。

○斉藤信委員 経過を述べるだけでは反省にも何にもなりません。当該顧問教諭について、事件がおきてからもう3年たっているのに、なぜ処分がおくれているのですか。

もう一つは、事実確認という話を議会でもしてきました。顧問教諭は県教育委員会の事実確認に誠実に対応しているのですか。事実確認が進まない原因は何ですか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 顧問教諭に係る処分等の措置についてですが、本件については先ほど斉藤信委員から御指摘がありました前任校における事案の裁判におきまして、陳述書にそういう行為があったと疑われるような内容が記載された書証が示されていることから、その具体的な内容につきましても調査する必要があると捉えておきまして、現在、過去に遡りまして卒業した生徒らに対して、書面や個別の聞き取りによる調査を行っている状況です。

○千葉絢子委員長 齊藤委員に申し上げます。議会運営委員会で申し合わせた質疑の目安とする時間を超過しております。

○齊藤信委員 必要な事実確認はすべきです。しかし、だらだらとするべきではないと思います。例えばことし1月、沖縄県で柔道部の部員が顧問によって追い詰められて自殺をした事件では、7月に懲戒免職処分されています。3年もかかっているということ自体極めて異常です。この教員にも毎月給料が払われボーナスも払われるのはおかしいではないですか。速やかに必要な事実確認を行い、これだけの事件ですから、盛岡第一高校事件も不來方高校事件も含めて懲戒免職は免れないと思いますが、遅くとも年度内にはこの処分の決着をしっかりとやるべきです。

教育長に聞きますが、年度内には必ず必要な調査をやって、処分をすると言明してください。

○佐藤教育長 処分に向けた調査等について時間を要しているという説明も答弁させていただいております。9月に行った第4回の再発防止「岩手モデル」策定委員会やこれまで事実関係の調査等も進めてきました。そして、学校及び県教育委員会の不足した点、平成21年まで遡る多くの関係者の調査と、改めて確認する時間がかかっております。9月の策定委員会の際には中間報告をさせていただき、被害者の御家族や御遺族の方々にも説明をさせていただきました。そこでさらに確認すべき点等の御意見を頂戴しております。それらを踏まえながら、私ども処分権者として慎重に判断しなければならない部分が当然ありますので、そのために時間を要しているものです。調査が進み次第しっかりと判断して対処してまいりたいと考えております。

○千葉伝委員 齊藤信委員から質疑がありましたが、私も2年前までこの委員会に所属して、この問題についても質問させていただいた経緯があります。裁判の経過については御家族や遺族の方からも情報提供していただいたり、齊藤信委員からもいただいて目を通して感じたのは、今回の事案でなぜ第三者委員会ができたかということです。もし第三者委員会ができなければ、裁判で罰金40万円と減給1カ月の処分で終わってしまうということになったかもしれない。ただ、それは御家族や御遺族からすれば自分の子供に起きたことを顧問教諭はもちろん、学校や県教育委員会それぞれにこの問題をしっかりと検証していただきたい、組織の内部ではなく外部の人がしっかりとやるべきだということから第三者委員会が設定されているのだと思います。時間がかかっているのは詳しく検証しているからで、そこはしっかりと進めていただきたいと思います。

当該顧問教諭に対する処分は1カ月の減給処分ですが、県教育委員会でこの処分決定した根拠をお聞きしたい。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 前任校における処分内容ですが、処分を決めるときには、まず被害者御本人、そして加害の職員、そして周りで目撃していたなど関係するような教職員、児童生徒などに事実を確認した上で量定の検討を行います。標準処分例という処分を決めるための標準例があります。それを基にするのと、あとは類似の行為の部分

についても参考にしながら、具体的な措置内容について決めていくことにしております。

○千葉伝委員 懲戒処分等の標準処分例を、私も基本事項から交通事故まで含めて目を通していています。この中の児童生徒に対する非違行為として、わいせつ、セクハラ、体罰、不適切な言動等があります。今回の事例の裁判の内容によると、体罰はありました。それから不適切な言動ということで、児童生徒を傷つけ、また児童生徒間のいじめを助長するなどの不適切な言動、その状態が特に悪質であって、職員もしくは常習的に行っていた職員、または当該不適切な言動により児童生徒に重度の精神的苦痛を与えた職員は免職または停職となっています。この中の精神的苦痛の部分がPTSDとして認められなかったということもあるかもしれませんが、判決や生徒の証言からは、この不適切な言動の中の、状態が特に悪質でその状態を続けたという部分に該当するだろうと私は解釈します。そうすると、これは免職または停職に当たる事例であったのではないかと思うのですが、それがなぜ減給1カ月で済んだのか、これはおかしいと思うのですがいかがでしょうか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 標準処分例への当てはめについてのお尋ねだったと理解しております。確かに千葉伝委員御指摘のとおり、重度の精神的苦痛を与えた職員という部分につきましては、裁判の中でPTSDや不登校の部分についての因果関係は認められなかったとことを踏まえまして、そういう部分には該当しないのではないかと考えているところです。

過去の事案の態様が近いものなどを参考として、処分の量定を決めたものです。

○千葉伝委員 この標準処分例の中に常習的に行っていた職員という表現がありますが、これには該当しませんか。

○八重樫参事兼教職員課総括課長 この処分を決めるに当たっての非違行為の内容ですが、一つは平成20年11月ころに体育教官室において顧問教諭が部員に対して指導する際、当該部員に対してお前のような人間が大人になると社会をだめにする等の言動を行うとともに、鍵を壁に投げつける等の行為を行ったこと、平成20年7月から平成21年2月までの間に同部の指導において当該部員を含む複数の部員に対してお前は駄馬だ等の不適切な言動と平手打ちを行ったことを踏まえて量定を検討させていただいたものです。

○千葉伝委員 その判断が、一時的な場面だけで捉えると今みたいな答弁になるのだと思います。裁判の中身を含めて、当時常習的に行われていたという生徒の発言があるわけで、県教育委員会からすれば教員に対しての対応を少しでも軽くすることが働いているのではないかと考えざるを得ないのです。そうではなく、岩手県はしっかりと今回の事例に対応するために第三者委員会をつくって、時間はかかっているかもしれないけれどもその第三者委員会できちっとした対応をしたと、やはり県教育委員会だと言われるような中身にしてほしいと思っております。究極の目的としては、今回の事例をこれから先に起こさないために時間かけてやっているのだと思いますので、そこを頭にたたき込んで、第三者委員会はもちろん、県教育委員会が最終的に判断していくことだと思います。

もう一つ、今回の減給1カ月の処分は、改めてもっと厳しい処分とすることはあり得る

のですか。

○**八重樫参事兼教職員課総括課長** 処分の部分ですが、平成31年3月に減給1カ月の処分を行ったのは、前任校での裁判になった事案の部分についての処分ということにして、その他の部分の、先ほど斉藤信委員から提供がありました陳述書の内容の部分については、今回の当該校での事案とあわせて事実関係を確認して、非違行為が認められるようであれば、それも捉えてしかるべき措置を検討していくこととなります。

○**小林正信委員** 2点確認でお伺いしたいと思います。

昨年のおいじめ認知件数は減少しましたが、岩手県のいじめ認知件数は過去最多と報道がありました。これについてさまざま捉え方があるかと思いますが、いじめについては早期に発見して対応するのが大事だと思います。国の方針としてSNSを活用した相談対応の充実を打ち出しておりまして、以前副知事から検討は県教育委員会で進めているという答弁をいただいたと思いますが、その後の進捗状況について確認させていただきたい。

○**泉澤生徒指導課長** SNS等を活用したいじめ等の児童生徒の相談体制ですが、県教育委員会ではこれまで他県の取り組み状況やその効果、課題等についても情報収集に努めてきました。あわせて、本県の教育相談システムの方向性についても検討してきたところです。SNS等のインターネットを通じたコミュニケーションは、中学生、高校生の中で日常的になってきておりまして、それを利用した相談窓口を設置することで悩み等を気軽に相談できる利点があると認識しているところです。

一方で、その相談内容については、短い文章で表現されていたり、絵文字等で発信することもありまして、内容の把握や緊急性の把握が非常に難しいと捉えています。仮に緊急性が高いと判断した場合は、SNSの相談から電話や対面等による支援にすぐ切りかえる体制もつくらなければならないという課題があることも把握しているところです。

現在国では、SNSを活用した相談システムにつきまして、民間企業と連携して調査研究事業を進めているところでして、その成果や今後の国の施策等の動向を注視しながら、児童生徒の不安や悩みを受けとめられるような効果的な相談システムを継続して検討していきたいと考えておりますし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等を含めて、さらに相談体制の充実を図っていきたいと考えているところです。

○**小林正信委員** 現在18都道府県でSNSを使った相談体制が実施されていると思います。確かに対面や電話が緊急を要する場合は重要になるかと思いますが、早く広く悩みをすくい上げることができる体制だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

もう一点は、決算特別委員会で確認させていただきましたが、県内各高校のトイレに生理用品を配布する件です。現在の進捗状況と、市町村の学校の状況がわかれば教えていただきたいと思います。

○**清川保健体育課総括課長** 学校のトイレへの生理用品の配置についてですが、県立学校においては国の地域女性活躍推進交付金を活用しまして、県内全ての高等学校及び特別支援学校に生理用品を配布したところです。配布に当たっては、各県立学校への通知におい

て、学校の実情に応じてトイレ等の手に取りやすい場所に配置し、必要とする児童生徒が安心して使用できるように工夫することや、児童生徒に対して配置の趣旨や利用上のルールを指導するとともに、衛生的に管理することなど留意事項を示したところです。

また、市町村立学校につきましては、市町村の中には設置する小中学校のトイレ等への配置の取り組みを進める動きがあるものと承知しております。

○**小林正信委員** 県内高校で何校ぐらい既に配置しているとか、そういう具体的な部分は押さえていますか。配置はしたけれども、定期的に確認しているかという部分はどうか。

○**清川保健体育課総括課長** 県立学校への配布に当たっては、取り組み状況、活用状況の調査もあわせて行うこととしておりますので、活用の状況、成果、課題、配布方法等を調査いたしまして今後の取り組みに反映させたいと考えております。

○**千葉絢子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉絢子委員長** ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、ふるさと振興部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 57 号私学助成の充実強化等に関する請願及び受理番号第 58 号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**米内学事振興課総括課長** 請願陳情受理番号第 57 号私学助成の充実強化等に関する請願及び受理番号第 58 号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願について、お手元にお配りしております資料により御説明申し上げます。

まず、請願陳情受理番号第 58 号、項目 1 の運営費補助についてですが、私立学校に対する運営費補助につきましては、生徒等 1 人当たり補助単価を毎年度国庫補助単価及び地方交付税単価の改定にあわせて増額を図っているところであり、今後も所要の予算の確保に努めてまいります。

次に、受理番号第 57 号、項目 1 及び受理番号第 58 号、項目 6 の国の私学助成制度についてですが、国の私学助成の大きな柱である私立高等学校等経常費助成費補助金の生徒等 1 人当たり国庫補助単価は、令和 4 年度文部科学省予算の概算要求においても同額要求がなされているところです。

次に、受理番号第 57 号、項目 2 の I C T 環境の整備についてですが、私立学校における I C T 環境の整備につきましても国の補助制度により継続的な支援がなされているところです。制度の周知、活用を促進し、I C T 環境の整備と教育環境の整備充実に努めてまいります。



次に、資料の2ページをごらん願います。受理番号第57号、項目3及び受理番号第58号、項目4の耐震化への補助についてですが、国においては東日本大震災や熊本地震の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、早急に児童生徒等の安全確保を図るため、私立学校施設の耐震化完了に向けた支援が必要であるとしています。全国の私立学校施設の耐震化率は9割を超え、着実に進捗しておりますが、国公立学校と比べまして耐震化対策がおくれている状況です。私立学校は児童生徒等の学習や生活の場であり、地震などの災害時には地域住民の避難場所等ともなる私立学校施設の耐震化の早期完了を目指すために、国におきましては私立学校施設の耐震化に係る耐震診断、耐震改修及び耐震改築について3分の1補助を実施しているところです。また、県では国の補助事業に対応した県単独かさ上げ補助制度を設けて支援しているところです。

次に、受理番号第57号、項目3の冷房設備への補助制度についてですが、冷房設備に係る国庫補助制度については、県では対象の拡充や補助率の引き上げなどを要望しており、国の令和4年度概算要求において私立高等学校等施設高機能化整備費のうち空調換気設備整備等に係る要求額が前年度8億円に対して53億円と大幅に増額となっているところです。私立学校の冷房設備の整備に対する補助は、国の主な制度としまして、幼稚園は教育支援体制整備事業費交付金、また小中学校、高校におきましては新型コロナウイルス感染症対策として教室内の換気といった学校の衛生環境の改善を支援することにより、私立学校の衛生環境を改善し、学校がクラスターの場合となるリスクを低減するための補助金が活用できるようになりました。県では、これまでも私立学校が活用できる補助金を周知しながら整備を促進してきたところですが、補助要件が比較的大規模で利用しづらいという御意見があったところです。これを踏まえまして、昨年度県単独で運営費補助制度に新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急的なエアコン整備のための補助事業を創設し、昨年度、今年度と各私立学校の空調設備の整備に係る経費を補助しているところです。

次に、資料の3ページ、6、就学支援についてをごらん願います。受理番号第57号、項目4及び第58号、項目6中、私立高等学校等の就学支援金制度並びに第57号、項目5の私立中学校等の生徒等への就学支援金制度についてですが、国の現行の就学支援金制度は、高校生等の授業料に充てるため年収590万円未満の世帯には最大年額39万6,000円、年収590万円以上910万円未満の世帯には最大年額11万8,800円の支援金を支給しているところです。

また、私立高等学校の専攻科等の生徒への修学支援は、令和2年度から都道府県が授業料及び授業料以外の教育費について支援事業を行う場合に、その所要額を国が補助するものがあります。住民税非課税世帯には最大年額約48万円、住民税非課税世帯に準ずる世帯には最大年額21万4,000円の支援を行っております。

4ページをごらん願います。私立小中学生につきましては、(3)をごらん願います。国においては、授業料の負担軽減を図りつつ、義務教育において私立学校を選択している理

由等の実態把握の調査等を行うため、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間、年収 400 万円未満世帯を対象に年額 10 万円を上限として支援する実証事業を実施しているところがあります。国においては、この実証事業の結果を踏まえ、令和 4 年度以降、本制度を見直し、家計急変世帯を対象に支援する方向性が示されたところです。本県におきましても、本国庫補助事業の実施について検討するとともに、私立小中学校の生徒等への就学支援金制度の拡充強化について国に働きかけていくこととしております。

5 ページをごらん願います。次に、受理番号第 58 号、項目 2 及び項目 3 の授業料減免補助及び入学金減免補助についてですが、本県では私立高校の授業料実質無償化に伴い、従前の年収 350 万円未満相当の世帯への補助が充足をされたことから、国の就学支援金の拡充の対象外となる年収 590 万円以上 620 万円未満の世帯に対し、年収 590 万円未満世帯への支援との格差を緩和するため県単独の減免補助を実施しております。

また、入学金減免補助につきましては、生活保護受給世帯の高校生等を対象として支援を行っているところであり、引き続き保護者の教育費負担を軽減し、経済的に就学が困難な生徒の支援に努めてまいります。

最後に、受理番号第 58 号、項目 5 の新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業についてですが、この私立高等学校における特色ある教育を推進するための補助は、全国に先駆けて県単独事業として創設したものであり、スポーツの強化や国際交流などの特色ある教育活動を支援しております。厳しい財政状況の中ではありますが、平成 20 年度以降 1 億 5,000 万円の予算額を確保してきたところです。

県といたしましては、各私立高等学校の建学の精神に基づく特色ある教育活動に対する支援は非常に重要であると認識しており、今後とも所要の予算の確保に努めてまいります。以上で説明を終わります。

○千葉絢子委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○岩淵誠委員 受理番号 58 番について質問いたします。請願内容の 5 番、新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業についてです。二つの請願の中身は、いずれも国の制度に起因して、その充実をということですが、これは全て県単独の事業ということになりますね。これは増額を求めるものですが、補助スキームはどうなっていますか。

○米内学事振興課総括課長 県内にある私立学校 13 校ではそれぞれ中期計画に特色ある教育活動を位置づけておりまして、多様な分野への取り組みをしております。それらの位置づけの中で、この特色ある学校づくりの補助対象としましては 9 分野ありまして、伝統文化に関する教育の推進、食育の推進、環境教育の推進、キャリア教育の推進、体験活動の推進、教育相談体制の整備、子供に向き合う環境の整備、教育の国際化、防災教育の推進という九つの分野を補助対象としております。補助率は、県が 3 分の 2 を補助する制度になっております。

○岩淵誠委員 資料に記載されているのと今の答弁とで違うと思ったのは、9 分野の対象が伝統文化とか国際化などありますが、スポーツの強化が説明資料に出てきますが、今の

説明の中にはなかったような気がします、どうなっているのですか。

○米内学事振興課総括課長 先ほど申し上げた9分野のうち、子供に向き合う環境の整備ということで、外部コーチの委嘱による部活や強化合宿に対する経費について補助しているということです。

○岩淵誠委員 その分野でスポーツをカバーしているということですね。

これは昭和55年度創設ということですから、岩手県にお金がない中で先進的にやっているとところなのですが、類似の国庫補助メニューは全くないということですか。

○米内学事振興課総括課長 基本的には、国庫の対象にならないものを対象にしているところではあります。

○岩淵誠委員 国庫でやれないものを県単独でやっているということですね。ほかの県にもこういう事業があるかどうかお聞きしたいのですが、中身が共通的なものであれば国庫の創設を要請するというのは従来から手法としてあるのですけれども、これを県単独で続けてきている理由は何ですか。新しい国庫補助メニューの創設前に、既存の補助メニューの拡張でこれをカバーできるような国庫の予算についての要請は行ったことがありますか。

○米内学事振興課総括課長 県単独ですので、国庫にないようなものを柔軟に拾えるようにということで創設したものでして、国庫補助対象にするようにという要望はこれまでしたことはありません。

○岩淵誠委員 そうすると他県にもあまり例がないと考えればいいですか。ほかの県でも同じような事業があればまとめて国庫補助対象にということもありますが、これは岩手県独自の事業ということですか。

○米内学事振興課総括課長 他県について調査したことはありませんが、岩手県独自に昭和55年からやっていると承知しております。

○岩淵誠委員 この事業の先見性と先進性についてはよく理解しました。

その上でお聞きしますが、請願では増額というお話になっています。3分の2補助の1億5,000万円ですから事業規模はもっと大きくなると思いますが、決して少なからぬ額ですが、予算の執行状況はどのくらいかお示しいただきたい。

○米内学事振興課総括課長 過去5年の平成28年からの決算状況を申し上げますと、平成28年には1億4,600万円ほどです。平成29年も1億4,000万円ほどです。平成30年は1億2,600万円ほどです。令和元年につきましては1億1,600万円、それから令和2年度につきましては8,400万円ほどという決算です。

○岩淵誠委員 いずれも予算の枠内で収まっているわけですが、要望があるけれども予算枠の関係があるから調整して、結果この額に収まっているのでしょうか。それとも、そもそも積算したけれどこの額で収まっているのでしょうか。去年は大分少ないですが、この辺はどうですか。

○米内学事振興課総括課長 学校の計画では、ほぼ1億5,000万円で予算いっぱい交付決定はしております。ただ、3分の2の補助率ですので、3分の1は当然学校の負担もあ

りますので、そこを見ながら学校では計画を立てていると思います。

それから、決算額が減ってきているのは、令和元年は全国的に暖冬で雪が降らず、全国的な冬季のスポーツの大会ができなかったことで、経費が実質かからなかったということがありますし、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の関係で、学校の外に行っているいろいろな活動することが計画できなかったため実績が落ちていると分析しております。

○千葉絢子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

まず、受理番号第57号私学助成の充実強化等に関する請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第58号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○岩淵誠委員 私どもの会派といたしましては、紹介議員に名を連ねておりません。これは、今質疑をいたしました県単独の事業の部分について予算の執行残があることを踏まえて、慎重に対応すべきものではないかと考えておりました。ただ、今の質疑の中である程度の部分はわかりました。

それから、ここの中身についても、社会全体で子供を支えるというのは我々の理念であります。それに対して所得制限をかけているという考え方に、非常に疑義があるところでもありますけれども、総合的に勘案いたしまして、我が会派といたしましてはこの請願については採択をお願いしたいです。

○千葉絢子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 では、採択との御意見がありますが、御異議なしということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 それでは、御異議なしと認め、よって本請願、採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した請願につきましては、国に対して意見書の提出を求める項目がありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。

なお、ただいま採択されました2件の請願、関連ありますので、意見書は一つにまとめたいと思います。

当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○千葉絢子委員長 御意見等ありませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 では、お諮りいたします。意見書案原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 御異議なしと認め、意見書案原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 新型コロナウイルス感染症に関する学生支援の取り組みについてお聞きいたします。

昨年度の新型コロナウイルス感染症に関する国、県、県立大学等による支援の実績はどうなっていますか。岩手大学、盛岡大学、富士大学等含めた実績を把握しているでしょうか。今年度の取り組み状況はどうだったでしょうか。

○米内学事振興課総括課長 まず、昨年度の状況についてですが、国では家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っている学生のうち、アルバイト収入が減少して就学の継続が困難となった学生を対象に学生支援緊急給付金の支給を行ったところ。県内の大学、短期大学、高等専門学校等におきまして、1,955人の学生に支給されております。全体のうち14.4%ほどの学生が対象になっております。

また、県立大学では、国の給付金の条件を満たさないために給付が受けられない困窮学生など113人に対して、大学独自に5万円の給付金を支給したところであり、県は県立大学への運営交付金でこの取り組みを支援したところ。

また、岩手大学や盛岡大学でも給付金の支給が行われたところでして、岩手大学は646名の困窮学生に5万円または2万5,000円が支給されております。盛岡大学は、遠隔授業環境整備等支援金を全学生一律5万円給付したと聞いております。このほか富士大学では、学生応援奨学生として、収入が激減した学生に対し5万円から10万円の範囲で奨学金を給付したと聞いております。

次に、今年度の状況ですが、岩手大学で経済的に困窮する学生に対して、大学生協で利用可能な電子マネーを配付したと聞いております。

○斉藤信委員 昨年度は国も県立大学、各大学ともそれなりの支援があり、ことしは今回の経済対策に学生支援が盛り込まれているようですが、国の経済対策の中身を示してくれますか。

○米内学事振興課総括課長 国におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい環境にある学生等の学びを継続するために、今回の補正予算案に学生等の学びを継続するための緊急給付金 675 億円を計上しております。昨年度に比較しまして 144 億円の増額となっております。この給付金は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の学生が対象でして、さらに留学生も対象とされております。給付額は一律 10 万円とされているところです。対象者は、高等教育の修学支援新制度の利用者のほか、自宅外で生活していること、家庭からの多額の仕送りを受けていないこと、家庭からの追加的な支援が期待できないことなどの要件を基に大学が総合的に判断した上で、日本学生支援機構に推薦することとなっております。対象学生には日本学生支援機構から直接給付金が支給される仕組みとなっております。

○斉藤信委員 県独自の支援策はどうなっているのでしょうか。

○米内学事振興課総括課長 今年度の県独自の支援策ということですが、現時点では実施しておりません。

○斉藤信委員 国もついに学生等の学びを継続するための緊急給付金を 144 億円増額し、対象もかなり広げて一律 10 万円給付ということですが、県や県立大学独自でも学生の実態を踏まえて検討するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

あわせて、県内の大学で農協などのお米の支援や 100 円定食などが実施されましたが、その取り組みをどう把握しているのでしょうか。最近では岩手大学周辺の地元商店街による 200 円弁当の取り組みも行われているということですが、そうした県内大学における学生支援策の取り組みをどう把握しているのでしょうか。

○米内学事振興課総括課長 まず 1 点目、県独自の支援策につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら、学生が安心して学生生活を送れるように必要に応じて支援をしてまいりたいと考えております。

次に、県内の大学における 100 円定食やお弁当の取り組みの状況把握ですが、ことしの 7 月に岩手大学、県立大学、盛岡大学、富士大学の 4 大学におきましては、J A 全農いわてと J A 新いわてから寄贈されました米、牛肉、野菜等の県産食材を用いまして、学生食堂において低価格の食事の提供が行われたと聞いております。

また、岩手大学では、先ほど斉藤信委員からお話のありましたお弁当を、11 月に地元の 上田商店街協同組合等と連携して、うえだめしと題して格安で販売する企画を実施したと聞いております。

○斉藤信委員 今度の経済対策では、子供食堂等に農協等が余剰米を提供した場合に 10 分の 10 を補助するという施策も盛り込まれています。100 円定食は通年ではないと思いますので、米の消費拡大という点でも使える施策は積極的に活用して、当面継続できるようにすべきではないかと思います。これは農林水産部との連携が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○米内学事振興課総括課長 今斉藤信委員からお話があった件ですが、ふるさと振興部と

農林水産部等と連携しながら継続的にできるように進めていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 国の経済対策 35 億 9,000 万円の補正予算が計上されて、国会でも議論になります。その中で中身もまた明らかになると思いますので、使える施策は最大限活用できるように連携して取り組んでいただきたいと思います。

次に、生理の貧困問題について、岩手大学では男女共同参画推進学生委員会が実態調査などのさまざまな取り組みをやって、学生の中でも男女共同参画を進める取り組みも行われているということでした。この取り組みについてどのように把握されているでしょうか。

○**米内学事振興課総括課長** 生理の貧困問題に係る岩手大学の取り組みということで、今斉藤信委員から御紹介がありました点についてお答え申し上げますと、岩手大学男女共同参画推進学生委員会の主催によりまして生理の貧困をきっかけに考える自分と相手の体を大切にする方法をテーマとする講演会を先月 20 日に開催をしたということです。学生、教員等が生理への理解を深め、考える機会を設けたというところでして、当日も参加した学生に生理用品を配布したと聞いております。会場参加、それからオンライン参加という形で開催したと聞いております。

そのほか岩手大学では、岩手県の環境生活部で実施しております女性のためのつながりサポート事業の委託事業者と連携しまして、対面での提供や女子寮での配布によりまして、生理用品 300 セットを女子学生に配布したと聞いております。

○**斉藤信委員** 岩手大学では、大学当局、学生自身の取り組みでそういう生理の貧困問題を正面から取り組んで、生理用品の配布にも取り組んでいるということですね。以前、県立大学において、生理用品を大学のトイレに配布する取り組みを進めるべきではないかという提案もしてまいりましたが、県立大学における生理用品のトイレへの配置を含めた取り組みはどうなっているでしょうか。

○**米内学事振興課総括課長** 県立大学におきましても、岩手大学と同様に女性のためのつながりサポート事業の委託業者と連携をしまして、学内に設置した支援ブースでの提供や女子寮での配布によりまして、生理用品 250 セットを配布したところです。また、県立大学で生理の貧困実態調査は行っておりませんが、新型コロナウイルス何でも相談窓口や、健康サポートセンターにおきまして学生の相談に対応していると聞いております。

トイレに生理用品を置くということについても、学事振興課と県立大学事務局でいろいろやり取りはさせていただきましたが、衛生管理の問題で現時点ではトイレの中に生理用品を置くということまでは至っていない状況です。

○**斉藤信委員** 11 月 14 日付の朝日新聞で、生理の貧困問題について世界的な取り組みが紹介されておりました。スコットランドでは、昨年 11 月に生理用品の無償化法案が全会一致で可決されて、世界で初めて生理用品の無償化が実現したということです。台湾では、来年以降台北市内の 72 中学校に無償配布実施の方針。フランスでは、2 月から大学や学生寮などでの無償配布を決定。ニュージーランドでは 6 月から国内の全学校で無償配布を開始しているということです。世界各国で新型コロナウイルス感染症感染拡大のもとで、生理

用品の配布は人権にかかわる、トイレットペーパーを配置するのと同じだという認識が広がっているところです。そして、日本の取り組みでは、ことしの7月までに623の地方公共団体が無償化配布などを検討実施と紹介されています。ですから、今生理の貧困問題に対する取り組みは国内外で画期的に広がっているのではないかと思います。

この朝日新聞の記事の中に、署名活動に取り組んでいる任意団体である＃みんなの生理がオンラインのアンケート調査を実施したとあります。その中間報告で、学生773人のうち5人に1人が過去1年以内に生理用品の購入に苦労したという実態も明らかにされ、静岡県立大学では二つのキャンパスに10月からスマートフォンのアプリケーションを使って生理用品を取り出せる装置が36台トイレの個室に設けられたとあります。そういう装置が民間企業で開発されて、それを静岡県立大学では設置しているということです。これは全国29カ所に398台設置されているということで、ぜひ県立大学に置いて、新型コロナウイルス感染症感染拡大のもとでこそ、この生理の貧困問題に積極的に対応する例をつくっていく必要があるのではないのでしょうか。衛生上の問題もあるけれども、トイレットペーパーと生理用品は同じだと考えれば解決できるし、今紹介したような機器も出ているということです。国内外で認識が広がった課題だと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○米内学事振興課総括課長 今齊藤信委員から御紹介がありました事例等も踏まえまして、今後トイレの中に置けるような方法を県立大学の事務局と相談して進めていきたいと思えます。

○齊藤信委員 県立大学には看護学部というまさに医療や女性のさまざまな問題にかかわる専門学部もありますので、そうした方々の英知を結集して、学生の実態などをよく把握して進めていただきたいです。

○千葉絢子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもってふるさと振興部関係の審査を終わります。ふるさと振興部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様には次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会調査についてですが、所管事務の現地調査を行いたいと思っております。調査項目につきましては、県立美術館の運営状況等についてということにいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんでしょうか。

○齊藤信委員 異議はありませんが、常任委員会の開催日の午後に新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会が予定されていて、例えば午後にも議論すべき議題があれば、常任委員会の日程を確保すべきだったのではないかと思います。常任委員会委員長と新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会でのやり取りはあったのでしょうか。

○千葉絢子委員長 いいえ、特にはありません。



○**斉藤信委員** では、委員長に言うの物的外れになるかもしれないけれども、やっぱり常任委員会というのは所管の課題についてさまざま議論する唯一の場なので、常任委員会の開催日の午後に別の委員会が予定されるのは、本来は好ましくないと思いますので、そのことだけ指摘をしておきます。

○**千葉絢子委員長** 調査内容については、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**千葉絢子委員長** では、御異議ないようですので、さよう決定いたしました。詳細については御一任願いたいと思います。

おって、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、どうぞ御了承ください。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。